

資料Ⅰ（各サービス共通）

15. その他周知が必要なことについて

高齢者の口腔ケアの重要性 ～健康と生活の質向上のために～

介護の現場において、口腔ケアは利用者の健康を支える基盤であり、生活の質（QOL）を維持・向上させるために欠かせないケアの一つです。口腔内の健康状態は、食事や発声といった基本的な生活機能だけでなく、全身の健康にも大きな影響を及ぼします。

本資料では、高齢者の口腔ケアについて理解を深めるため、厚生労働省が提供する「e-ヘルスネット」の関連情報をご案内します。ぜひこの機会に口腔ケアの重要性についてご理解いただき、日々の実践にお役立てください。

【参考サイト URL】

口腔機能の健康への影響（厚生労働省（e-ヘルスネット））

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/teeth/h-08-001.html>

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について

厚生労働省を通じて、警察庁交通局交通規制課長より「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について」という通知が発出されています。訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）を行う際の駐車に関する重要な案内となりますので、以下の内容をご確認ください。

< 概要 >

訪問診療等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて、警察署長の駐車許可を受けることができます。

訪問診療等の社会的な重要性が増している現状を受け、各都道府県警察では許可事務の簡素化を進め、申請者の負担軽減に努めております。

別紙「訪問診療等に使用する車両にかかる駐車許可のご案内」を必ずご確認ください、必要に応じて適切な対応をお願いいたします。また、詳細につきましては、管轄する都道府県警察本部または警察署までお問い合わせください。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内

駐車許可の対象車両については、

- ・ 医師や看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・ 訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両
- ・ その他上記車両と同様に扱うべき車両

としており、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、訪問診療等の社会的な重要性が増加している実情等に鑑み、申請書類等についても手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

緊急やむを得ない場合等の申請等、詳細については、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

※ 訪問入浴介護の従事車両は、車両の使用形態によっては、駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる場合があるので、管轄する都道府県警察本部又は警察署へお問い合わせください。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。

○医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)

(平成17年7月26日)

(医政発第0726005号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業(歯科医業を含む。以下同じ。)は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)
- 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。
 - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

- ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること
- ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ③ 耳垢を除去すること(耳垢塞栓の除去を除く)

④ ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。(肌に接着したパウチの取り替えを除く。)

⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと

⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器(※)を用いて浣腸すること

※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

○医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その
2)〔保健師助産師看護師法〕

(令和4年12月1日)

(医政発1201第4号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知)

(公印省略)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業(歯科医業を含む。以下同じ。)は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要があるが、介護現場等において医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為でないと考えられるもの等については、これまで、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知。以下「平成17年通知」という。)等においてお示ししてきたところである。

今般、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、平成17年通知に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理し、周知した上で、介護職員がそれらの行為を安心して行えるよう、ケアの提供体制について本人、家族、介護職員、看護職員、主治医等が事前に合意するプロセスを明らかにすることとされた。

これを踏まえ、医療機関以外の介護現場で実施されることが多いと考えられる行為であって、原則として医行為ではないと考えられるもの及び当該行為を介護職員が行うに当たっての患者や家族、医療従事者等との合意形成や協力に関する事項について別紙のとおり列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際や、ケアの提供体制について検討する際の参考とされたい。

なお、本通知については、厚生労働省社会・援護局及び老健局と調整済みである。また、当然のこととして、医行為に該当しない行為についても、高齢者介護の現場等において安全に行われるべきものであり、また、行為の実施に当たっては、患者の状態を踏まえ、医師、歯科医師又は看護職員と連携することや、必要に応じてマニュアルの作成や医療従事者による研修を行うことが適当であることを申し添える。

(別紙)

(在宅介護等の介護現場におけるインスリンの投与の準備・片付け関係)

- 1 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、あらかじめ医師から指示されたタイミングでの実施の声かけ、見守り、未使用の注射器等の患者への手渡し、使い終わった注射器の片付け(注射器の針を抜き、処分する行為を除く。)及び記録を行うこと。
- 2 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が血糖測定及び血糖値の確認を行った後に、介護職員が、当該血糖値があらかじめ医師から指示されたインスリン注射を実施する血糖値の範囲と合致しているかを確認すること。
- 3 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が準備したインスリン注射器の目盛りが、あらかじめ医師から指示されたインスリンの単位数と合っているかを読み取ること。

(血糖測定関係)

- 4 患者への持続血糖測定器のセンサーの貼付や当該測定器の測定値の読み取りといった、血糖値の確認を行うこと。

(経管栄養関係)

- 5 皮膚に発赤等がなく、身体へのテープの貼付に当たって専門的な管理を必要としない患者について、既に患者の身体に留置されている経鼻胃管栄養チューブを留めているテープが外れた場合や、汚染した場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。
- 6 経管栄養の準備(栄養等を注入する行為を除く。)及び片付け(栄養等の注入を停止する行為を除く。)を行うこと。なお、以下の3点については医師又は看護職員が行うこと。

- ① 鼻からの経管栄養の場合に、既に留置されている栄養チューブが胃に挿入されているかを確認すること。
 - ② 胃ろう・腸ろうによる経管栄養の場合に、び爛や肉芽など胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことを確認すること。
 - ③ 胃・腸の内容物をチューブから注射器でひいて、性状と量から胃や腸の状態を確認し、注入内容と量を予定通りとするかどうかを判断すること。
- (喀痰吸引関係)
- 7 吸引器に溜まった汚水の廃棄や吸引器に入れる水の補充、吸引チューブ内を洗浄する目的で使用する水の補充を行うこと。
- (在宅酸素療法関係)
- 8 在宅酸素療法を実施しており、患者が援助を必要としている場合であって、患者が酸素マスクや経鼻カニューレを装着していない状況下における、あらかじめ医師から指示された酸素流量の設定、酸素を流入していない状況下における、酸素マスクや経鼻カニューレの装着等の準備や、酸素離脱後の片付けを行うこと。ただし、酸素吸入の開始(流入が開始している酸素マスクや経鼻カニューレの装着を含む。)や停止(吸入中の酸素マスクや経鼻カニューレの除去を含む。)は医師、看護職員又は患者本人が行うこと。
 - 9 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素供給装置の加湿瓶の蒸留水を交換する、機器の拭き取りを行う等の機械の使用に係る環境の整備を行うこと。
 - 10 在宅人工呼吸器を使用している患者の体位変換を行う場合に、医師又は看護職員の立会いの下で、人工呼吸器の位置の変更を行うこと。
- (膀胱留置カテーテル関係)
- 11 膀胱留置カテーテルの蓄尿バックからの尿廃棄(DIBキャップの開閉を含む。)を行うこと。
 - 12 膀胱留置カテーテルの蓄尿バックの尿量及び尿の色の確認を行うこと。
 - 13 膀胱留置カテーテル等に接続されているチューブを留めているテープが外れた場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。
 - 14 専門的管理が必要無いことを医師又は看護職員が確認した場合のみ、膀胱留置カテーテルを挿入している患者の陰部洗浄を行うこと。
- (服薬等介助関係)
- 15 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族等に伝えている場合に、事前の本人又は家族等の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、水虫や爪白癬にり患した爪への軟膏又は外用液の塗布(褥瘡の処置を除く。)、吸入薬の吸入及び分包された液剤の内服を介助すること。
 - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③ 内用薬については誤嚥の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと
- (血圧等測定関係)
- 16 新生児以外の者であって入院治療の必要ないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメーターを装着し、動脈血酸素飽和度を確認すること。
 - 17 半自動血圧測定器(ポンプ式を含む。)を用いて血圧を測定すること。
- (食事介助関係)
- 18 食事(とろみ食を含む。)の介助を行うこと。
- (その他関係)
- 19 有床義歯(入れ歯)の着脱及び洗浄を行うこと。
- 注1 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素流入中の酸素マスクや経鼻カニューレがずれ、次のいずれかに該当する患者が一時的に酸素から離脱(流入量の減少を含む。)したことが見込まれる場合に、当該酸素マスクや経鼻カニューレを元の位置に戻すことも、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

- ・ 肢体不自由等により、自力で酸素マスクや経鼻カニューレを戻すことが困難である患者
- ・ 睡眠中や意識がない状態で、自力で酸素マスクや経鼻カニューレを戻すことが困難である患者

注2 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、前記1から4までに掲げる行為については、患者の血糖値や食事摂取量等が不安定でないことが必要である。

さらに、前記2、4、16及び17に掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、その実施に当たっては、当然ながら患者本人や家族に対して分かりやすく、適切な説明を行うとともに、介護職員等の実施する行為について患者本人や家族が相談を行うことができる環境作りに努めることが望ましい。また、必要に応じて、注2のサービス担当者会議の開催時等に医師、歯科医師又は看護職員に相談する、必要に応じて書面等で指示を受ける、ケアの実施後に医師、歯科医師又は看護職員に報告を行う等して適切に連携することが望ましい。

注4 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注5 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注6 前記1から19まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。前記15に掲げる服薬等の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報について

(1) 福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報

『福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報』は、福祉用具及び介護テクノロジーの利用にかかる「事故及びヒヤリハット」情報を収集し、要因分析を行った上で、事故の事例を広く情報提供する取り組みです。この情報は、介護現場で起こり得る事故を未然に防止することを目的としています。

本情報は、厚生労働省からの委託を受け、公益財団法人テクノエイド協会が作成したものになります。具体的な事例や対策が示されておりますので、ぜひ日々の業務改善にお役立てください。

○テクノエイド協会 福祉用具ヒヤリハット情報 URL

<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari>



(2) 事故及びヒヤリハット情報の収集について（お願い）

公益財団法人テクノエイド協会から『「介護機器の安全利用に関する整理・報告・発信」について「事故及びヒヤリハット情報」の収集に対するご協力のお願い（令和6年6月12日事務連絡）』という通知が発出されています。周知・協力依頼がありましたので、内容についてご案内いたします。

<内容>

「介護機器の安全利用に関する整理・報告・発信」について 「事故及びヒヤリハット情報」の収集に対するご協力のお願い

公益財団法人テクノエイド協会（以下「当協会」）では、厚生労働省老健局から受託して「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」を実施しているところですが、本事業の一環として「介護機器の安全利用に関する事故及びヒヤリハット情報」を収集することといたしました。

本内容は、当協会のホームページに掲載し、広く情報提供を呼び掛けているところではありますが、「別添資料」をご参照いただき、本取組みの趣旨をご理解賜り、ご協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 目的

本事業では、福祉用具・介護ロボット（以下「介護機器」）の利用に関わる「事故及びヒヤリハット情報」を収集し、介護現場で起こる可能性のある事故や怪我などを未然に防止するため、事例を作成し発信するものです。

当協会では、これまでに412事例を作成し、ホームページや冊子を通じて情報提供しております。

2. 情報提供の方法について

定型フォーマット（※）による提供又は、協会HPに設置した入力フォームへ直接書き込みしてください。なお、当協会では昨年度までの情報提供の中から、既に412事例を作成し協会HPを通じて提供しております。利用シーンや利用場所、福祉用具等の種別毎に閲覧できますので、ご確認のうえご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、当協会では重症事故に限定しないで、ヒヤリハット情報の収集にも努めておりますので、併せてご確認ください。

（※）定型フォーマット：「事故及びヒヤリハット情報」提供シート（Excel）

<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/offer.html>

3. 情報提供の受付期間

令和6年6月12日（水）～令和7年1月31日（金）

※これ以降も継続して情報収集いたします。

4. 情報の提供先及びお問い合わせ先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 伊東・松本・五島（ごしま）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

電話番号：03（3266）6883

電子メールアドレス: robocare@techno-aids.or.jp

(3) 事故情報一覧について

厚生労働省老健局高齢者支援課から、福祉用具に係る重大製品事故について周知するよう依頼がありましたので、掲載いたします。以下の内容をご確認くださいようお願いいたします。

<内容>

【情報提供】福祉用具に係る重大製品事故について

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和3年3月5日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」でお知らせしましたとおり、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供を行うこととしております。

消費者庁が公表している消費生活用製品の重大製品事故をもとに、厚生労働省が作成した一覧表（事故情報一覧）をご確認くださいようお願いいたします。

介護機器の安全利用に関する「事故及びヒヤリハット情報」 収集・提供について

1. 背景・目的

少子高齢化が進展するなか、75歳以上の高齢者が増加し、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加などが懸念され、また、介護施設等では人材の確保や負担の軽減が喫緊の課題となっています。

こうしたなか、近年、在宅・施設を問わず福祉用具や介護ロボット（以下「介護機器」）を使用する機会は増加しており、介護機器の安心・安全な利用を推進する取組みが求められています。

こうした背景から本取り組みは、高齢者介護の現場で発生している（或いは「発生する恐れがある」）介護機器にかかわる「事故及びヒヤリハット情報」の提供を依頼し、収集した情報をもとに介護現場等で起こる可能性のある事故や怪我などを未然に防止するための事例を作成し、情報発信するものです。

本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

2. 介護機器の範囲

本事業において、取り扱う介護機器の範囲は、以下のとおりです。

- 在宅及び介護施設・事業所等において、使用される福祉用具等（高齢者の日常生活の便宜を図るための用具及び、介護を行う者の負担の軽減を図る用具）
- 介護保険において福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象となっている福祉用具
- ロボット介護機器の開発重点分野（平成29年10月）に該当する介護ロボットとし、かつ実用的に使用されているもの

3. 事故及びヒヤリハット情報の対象

原則、製品に起因しない事故及びヒヤリハットといたします。

但し、公的機関等において現在調査中のものや、原因不明なものは含めることとし、あきらかに製品の整備不良や経年変化等によるものの場合も含めることといたします。

4. 事故及びヒヤリハット情報の定義

本事業において、取り扱う事故及びヒヤリハットの定義は、以下のとおりといたします。

- 「事故」とは、死亡又は負傷・疾病（医師の診断や治療を必要とするもの（或いは、必要となると思慮されるもの））とする。
- 「ヒヤリハット」とは、事故や怪我に繋がるような危険な使い方及び場面、事象等とする。（参考）

例えば、

- ・ 事故や怪我は発生していないが、起こる可能性があるもの
- ・ 福祉用具等の単体に限定せず、高齢者の生活介護の全般から、事故等に繋がる恐れがあるもの
- ・ 誰もが感じる危険な使用方法や使用場面、適用状況など
- ・ 大きな事故を未然に防ぐため、介護現場で共有すべきと考えるもの

- ・ 福祉用具等の破損や紛失、盗難は除くこととするものの、それらの事象から怪我に繋がる危険性があるもの

5. 提供方法について

(1) 市町村職員の皆様

令和3年3月19日に厚生労働省（老高発0319第1号他）が発出した「介護保険施設等における事故の報告様式」又は、独自の様式がある場合には、個人を特定する情報等を「黒塗り」して、そのまま提供してください。

(2) 高齢者介護サービス事業者の皆様

定型フォーマット（※）による提供又は、協会HPに設置した入力フォームへ直接書き込みしてください。<https://www.techno-aids.or.jp/hivari/offer.html>

なお、当協会では昨年度までの情報提供の中から、既に412事例を作成しHPを通じて提供しております。利用シーンや利用場所、福祉用具等の種別毎に閲覧できますので、ご確認のうえご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、当協会では重症事故に限定しないで、ヒヤリハット情報の収集にも努めておりますので、併せてご確認ください。

定型フォーマットは、当協会のホームページからダウンロードすることができます。下記のページをご覧ください。

（※）定型フォーマット：「事故及びヒヤリハット情報」提供シート（Excel）

6. 情報提供の受付期間

令和6年6月12日（水）～令和7年1月31日（金）

※これ以降も継続して情報収集いたします。

7. 情報の提供先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 伊東・松本・五島（ごしま）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

電話番号：03（3266）6883

電子メールアドレス：robocare@techno-aids.or.jp

（本内容に関する問い合わせ）

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 伊東・松本・五島（ごしま）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

電話番号：03（3266）6883

電子メールアドレス：robocare@techno-aids.or.jp



(参考)

製品に起因しない事故及びヒヤリハットの一例

○車いす

介助者が急いで開こうとして、指をシートパイプとフレームの隙間に挟んだ



車いすの操作に不慣れな人に起こりやすいヒヤリハットではないでしょうか。車いすの操作の説明をする人は、このようなことが起きないよう注意を促してください。操作する人は、例えば急いでいても基本通りに操作し、習慣化することが大切です。

○ベッド

ベッドの高さを上げるつもりが、背上げの操作ボタンを押してしまい、バランスを崩した



立ち上がりを楽にするために、ベッドの高さを上昇させようとし、間違えて背上げの操作ボタンを押したのかもしれない。すぐに間違いに気がつけば大事には至らないことではありますが、パニックになってしまうことも考えられます。頻繁にこのような操作ミスが起こるときには、操作ボタンに目印を付けるなどの予防策を講じてはいかがでしょうか。

○車いすと移乗

利用者の片方の足がフットサポートからずり落ちていたが、介助者がそれに気づかず車いすを操作し、つま先をぶつけた



特に姿勢が崩れていると足の先端は介助者が思うよりもずっと先に出ていることがあります。足先は介助者からは死角になり見えづらいので、特に狭い場所での移動には注意しましょう。クッション・パッドを利用したり、車いすを調整するなど座位が崩れない工夫も必要です。

事故や怪我に繋がるような危険な使い方及び場面、事象等の一例

○手すりと普通ベッド

寝返りが原因でベッドから転落した際、横に設置していた床置き形手すりとベッドの隙間に挟まってしまった



床置き形手すりは、手すりの付属しない木製ベッドに組み合わせて使用されることが多くありますが、ベッドに固定されているわけではありませんので、どうしても隙間ができてしまいます。このような隙間のリスクを認識して、危険が予想される場合は介護用のベッドを利用するなどの対応が求められます。

○電動三輪車と歩行器

外出先で使用する歩行車を運転席にのせて走行したが、車体からはみ出ていたためガードレールと接触してしまった



走行中の接触ではかなり大きな衝撃が予想されます。利用者のケガにとどまらず、歩行車への加害も考えられる危険な事例です。電動車いすは、歩行に何らかの補助が必要な人が利用するものであり、歩行補助具を模倣しての走行は想定されるところですが、歩行車の安全な模倣については難しいというのが現状のようです。メーカーの開発努力が期待されるところです。

○送迎車

車いすの固定はしっかりと出来ていたが、本人が苦しいので車両のシートベルトはつけていなかった。まさか、急ブレーキがかかるとは考えていなかった



車両に乗車中のシートベルトは、一般の座席でも車いすでも同様に必要な安全装置です。車いすにも座位保持用の安全ベルトが装着されている場合がありますが、車両のものとは目的が違いますので、必ず車両のシートベルトを装着しましょう。

介護機器の安全利用に関する「事故及びヒヤリハット情報」の提供シート

情報提供日:令和 年 月 日

1. 所属等

所 属		お名前	
部 署		電話又は、 メールアドレス	
住 所			

2. 事故及びヒヤリハット情報(記載可能な範囲で差し支えありません。)

(1)福祉用具・介護ロボット等 例) 用具種類:杖、歩行器、車いす、ベッド、ポータブルトイレ、見守り支援機器 など

製品区分		メーカー名	
用具種類		製品名・型番	

(2)いつ 例) 場面:起床時、夜勤中、食事中など 時間帯:22時頃

場 面		時間帯	
-----	--	-----	--

(3)どこで 例) 発生した場所:お風呂、トイレ、ベッド周辺、階段、調理・洗濯、外出先など

場 所	
-----	--

(4)かかわった人 注) その他を選択した場合、具体的に記入してください

高齢者 ご本人	☐	家族 親戚	☐	介護者	☐	その他	☐	
------------	--------------------------	----------	--------------------------	-----	--------------------------	-----	--------------------------	--

(5)何をしているとき 注) 具体的な行為や作業など

--

(6)どのようなことが起こった(或いは「どのように感じた」)

お願い) 可能であれば、現場の状況が把握できるような写真や図、イラスト等を添付してください。

--

(7)どうして(6)のようなことが起きましたか(或いは「起きたと思いますか」)

--

注) 利用者の身体状況や使用場面、製品の管理状態など推測される予兆や要因など、わかる範囲で記載してください。

3. 情報に関する問い合わせ

協会からの問い合わせ(可・不可)	☐
------------------	--------------------------

情報提供いただき、ありがとうございました。

※事務局記載欄

受付年月日				
-------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

2023年6月版

福祉用具に係る重大製品事故について

※消費者庁が公表している消費生活用製品の重大製品事故をもとに、厚生労働省が作成

情報提供日	消費者庁公表日	事故発生日	調査受理日	製品名	備置・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考
令和3年11月15日（月）	令和3年11月12日（金）	令和2年2月28日	令和3年11月9日	車いす			死亡1名	当該製品に使用者（80歳代）を乗せて、車道に垂れようとしたところ、転落、病院へ搬送後、死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月4日
令和3年12月6日（月）	令和3年12月3日（金）	令和3年10月21日	令和3年11月29日	介護ベッド			重傷1名	当該製品のサイドレールカバーが破損し、左足を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月25日
令和3年12月20日（月）	令和3年12月17日（金）	令和3年12月9日	令和3年12月14日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	当該製品を使用中、踏切を渡り終えた直前に下りてきた遮断機に引っかかり、当該製品を使用し、列車にはねられ死亡した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
		令和3年10月28日	令和3年12月15日	介護ベッド用手すり			死亡1名	施設で使用者（80歳代）が当該製品に背が引っ掛かった状態で発見され、病院へ搬送後、死亡が確認された。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月30日介護ベッド用手すりについての注意喚起実施 (特記事項を参照)
令和4年1月17日（月）	令和4年1月12日（金）	令和3年12月11日	令和4年1月6日	電動車いす（ジョイスティック形）			重傷1名	駅構内で当該製品を使用中、当該製品が急停止したため、転落し、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
令和4年12月14日（月）	令和4年1月21日（金）	令和4年1月4日	令和4年1月17日	階段移動用リフト			重傷1名	車道内で当該製品を使用中、座面が脱落し、搭乗者（70歳代）が転倒、胸を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	香川県	
令和4年2月14日（月）	令和4年2月8日（火）	令和4年1月19日	令和4年2月3日	手すり（床置き式）			重傷1名	当該製品を運んで階段を上がっていたところ、当該製品の手すり接続部が破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
令和4年3月14日（月）	令和4年3月8日（火）	令和3年2月12日	令和3年3月3日	階段移動用リフト	S39コンビタイプ	株式会社アルパジャパン（輸入事業者）	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者（80歳代）が転落し、病院に搬送後、死亡が確認された。調査の結果、当該製品は、重心が釣り合った状態を維持しながら階段を昇降する仕掛けであるが、重心が釣り合った状態からハンドルバーを前方へ傾けた際に、搭乗者を含めた当該製品が前方へ転倒することを物理的に抑制する機構が装備されていない構造であるため、使用者が搭乗者を乗せて使用中に当該製品のバランスが崩れて事故に至ったものと推定されるが、使用者が当該製品の使用中に手を離したことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	令和3年3月5日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表しているもの
令和4年3月22日（火）	令和4年3月15日（火）	令和2年5月16日	令和2年11月5日	手すり用固定金具	MY81111A	松下電工株式会社 (現パナソニック株式会社)	重傷1名	階段を下りる際、手すりにつかまっていたところ、当該製品が破損したため、バランスを崩し転倒、足を負傷した。 調査の結果、当該製品に、JIS規格値以上の不純物（鉛、カドニウム及びすず）が混入していたため、搭乗部に鉛質腐食が発生して強度低下したことにより破損し、事故に至ったものと推定される。	埼玉県	令和2年11月10日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表しているもの
令和4年4月4日（月）	令和4年4月1日（金）	令和4年2月13日	令和4年3月28日	マットレス			重傷1名	圧縮梱包された当該製品を梱封中、当該製品が膨らみ、持っていたカッターで、左手を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月22日
令和4年4月18日（月）	令和4年4月12日（火）	令和4年3月28日	令和4年4月8日	階段移動用リフト			死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者が転落し、病院に搬送後、入院中に死亡した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
令和4年6月13日（月）	令和4年6月7日（火）	令和3年7月7日	令和4年6月3日	階段昇降機			死亡1名	当該製品を使用中、当該製品の肘掛けと2階の床（はり）に挟まれ、病院に搬送後、死亡した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

928

福祉用具に係る重大製品事故について ※消費者庁が公表している消費生活用製品の重大製品事故をもとに、厚生労働省が作成

情報提供日	消費者庁公表日	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考
	令和4年6月10日（金）	令和4年5月20日	令和4年5月8日	歩行車			重傷1名	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、転倒し、足を負傷した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
令和4年7月4日（月）	令和4年7月1日（金）	令和4年5月26日	令和4年5月28日	電動車いす（ジョイスティック形）			重傷1名	当該製品で走行中、ブレーキが効かず、ガードレールに衝突し、転倒し、右足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年6月15日
令和4年7月19日（火）	令和4年7月15日（金）	令和4年6月30日	令和4年7月11日	介護ベッド（用手すり）			死亡1名	使用者（80歳代）が当該製品とマットレスにけい部が挟まれた状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。事故発生時の状況をきめ、現在、原因を調査中。	静岡県	介護ベッド用手すりについての注意喚起を実施（特記事項を参照）
令和4年7月25日（月）	令和4年7月22日（金）	令和4年7月8日	令和4年7月20日	車いす			重傷1名	介護者が当該製品に使用者を乗せてスロープを下っている際に、転倒し、使用者が負傷した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
令和4年8月15日（月）	令和4年8月12日（金）	令和4年7月14日	令和4年8月9日	介護ベッド			重傷1名	施設で介護者が使用者を搬いすから当該製品へ移動中、当該製品の脚部が外れベースフレームが落下し、左足指を負傷した。 当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
令和4年9月12日（月）	令和4年9月9日（金）	令和4年8月18日	令和4年9月5日	電動車いす（ジョイスティック形）			重傷1名	当該製品を使用中、縁石を乗り越え、崖下へ転落し、負傷した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
令和4年9月20日（火）	令和4年9月13日（火）	令和4年8月13日	令和4年9月9日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	当該製品に乗っていた使用者（80歳代）が、当該製品とともに道路脇のり面へ転落しているところを発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年9月5日
令和4年10月24日（月）	令和4年10月18日（火）	令和4年4月11日	令和4年10月14日	マットレス			重傷1名	当該製品を使用したところ、皮膚障害を発症した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月4日
令和4年10月31日（月）	令和4年10月28日（金）	令和3年9月23日	令和3年10月14日	電動ユニット（車いす用）	XOF2	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品でスロープを走行中、当該製品の右車輪が空転して左に曲がり、壁に右手をついて、右肩を負傷した。 調査の結果、当該製品は、右車輪のクラッチピンを玄えているプレートがねじの締め付け状態が適切でなかったため、使用中の振動等でねじが緩み、脱落したことにより、モーターの回転が右車輪に伝達されなかった状態になり、異常を発生して左右のモーターが停止した際、左車輪のみ停止して右車輪は慣性で回転し、車面が左車輪を支点にして左に旋回して事故に至ったものと推定される。	茨城県	令和3年10月19日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの

福祉用具に係る重大製品事故について

※消費者庁が公表している消費生活用製品の重大製品事故をもとに、厚生労働省が作成

情報提供日	消費審庁公表日	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考
令和4年11月21日（月）	令和4年11月15日（火）	令和3年4月1日	令和3年5月11日	階段移動用リフト	S38 車いすタイプ	株式会社アルパジャパン(輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、搭乗者（70歳代）が転落し、右足を負傷した。 調査の結果、当該製品は、前後の重心が釣り合った状態で維持しながら階段を昇降する仕様であるが、前後の重心が釣り合った状態からハンドルバーを前方へ傾けた際に、搭乗者を含めた当該製品が前方へ転倒することを抑制する機構が整備されていない構造であるため、使用者が操作を誤った際にハンドルバーが前方に傾きすぎたことで当該製品のバランスが崩れて事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「傾斜角度は25～30度が最もバランスのよい状態であり、それより急勾に傾けると重く感じ、前方へ傾けると引っ張られて前方へ転倒しそうになる。」「階段の昇降中は、決してハンドルから手を離さない。」「音、記載されている。」	宮城県	令和3年5月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
		令和4年3月28日	令和4年4月8日	階段移動用リフト	S35 車いすタイプ	株式会社アルパジャパン(輸入事業者)	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者が転落し、病院に搬送後、入院中に死亡した。 調査の結果、当該製品は、駆動スイッチに起動条件がなく、昇降動作時に駆動機構が機体と同一平面上に着地した場合、機体が高上がり、また、前方へ転倒を抑制する機構がない構造であったため、当該製品の使用時にバランスを崩して事故に至ったものと推定される。	東京都	令和4年4月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
令和4年12月13日（月）	令和4年12月16日（金）	令和4年10月24日	令和4年12月13日	歩行車			重傷1名	当該製品を下り坂で使用し、左ブレーキが効かず、転倒し、足を負傷した。 当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中	静岡県	事業者が重大製品事故として記録したのは令和4年12月5日
令和5年1月16日（月）	令和5年1月13日（金）	令和4年10月21日	令和5年1月10日	マットレス			重傷1名	施設で当該製品を使用し、介助者が使用者を横向きにさせたところ、左肘を負傷した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在調査中	福岡県	事業者が重大製品事故として記録したのは、令和4年12月27日
令和5年1月23日（月）	令和5年1月20日（金）	令和4年12月6日	令和5年1月16日	スリリングシート（介護リフト用）			死亡1名	施設で介護リフトに当該製品を装着して、搭乗者（90歳代）をベッドから車いすに移乗していたところ、当該製品から落下し、死亡した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中	兵庫県	事業者が重大製品事故として記録したのは令和5年1月10日
令和5年2月13日（月）	令和5年2月10日（金）	令和4年12月28日	令和5年2月7日	介護ベッド用手すり			死亡1名	施設で当該製品の取付に手が挟まった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中	静岡県	製造から20年以上経過した製品事業者が重大製品事故として記録したのは令和5年1月27日。介護ベッド用手すりについての注意喚起を実施（特記事項を参照）
令和5年3月20日（月）	令和5年3月17日（金）	令和5年2月28日	令和5年3月13日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	使用者（80歳代）が当該製品を使用し、当該製品ごと車道に転倒し、自動車に衝突されて死亡した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中	広島県	
令和5年4月10日（月）	令和5年4月4日（火）	令和5年3月19日	令和5年3月31日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	使用者（90歳代）が、当該製品とともに河で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中	山形県	
令和5年4月24日（月）	令和5年4月21日（金）	令和5年4月10日	令和5年4月17日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	使用者（80歳代）が当該製品を使用し、踏切内で列車にはねられ死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中	京都府	
令和5年5月5日（月）	令和5年5月19日（金）	令和5年4月20日	令和5年5月15日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	使用者（80歳代）が当該製品を使用し、当該製品ごと道に転倒し、病院に搬送後、入院中に死亡した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中	京都府	
令和5年6月5日（月）	令和5年6月2日（金）	令和5年5月27日	令和5年5月30日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	使用者（80歳代）が当該製品を使用し、踏切内で列車にはねられ死亡した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中	埼玉県	

福祉用具に係る重大製品事故について ※消費者庁が公表している消費生活用製品の重大製品事故をもとに、厚生労働省が作成

情報提供日	消費者庁公表日	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考
令和5年6月19日（月）	令和5年6月16日（金）	令和5年5月27日	令和5年5月12日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、川へ転落し、死亡した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
令和5年7月10日（月）	令和5年7月7日（金）	令和5年6月18日	令和5年7月3日	電動車いす（ハンドル形）			重傷1名	店舗の駐車場で使用者（70歳代）が当該製品を使用中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
令和5年8月14日（月）	令和5年8月8日（火）	令和5年5月27日	令和5年8月3日	介護ベッド			死亡1名	使用者（90歳代）が当該製品を使用中、ベッドが落下し、体傷を併発したため病院に搬送後、入院中に死亡した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年5月30日。報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
		令和5年7月20日	令和5年8月4日	介護ベッド			重傷1名	使用者（90歳代）が当該製品を使用中、高さ調整をしていたところ、当該製品が急に下がり、腰を負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	
令和5年9月4日（月）	令和5年8月29日（火）	令和5年8月4日	令和5年9月24日	電動車いす（ジョイスティック形）			重傷1名	当該製品を使用中、駅のホームから転落し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月9日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
令和5年9月19日（火）	令和5年9月12日（火）	令和5年8月25日	令和5年9月7日	介護ベッド用手すり			死亡1名	使用者（90歳代）が当該製品の上部に身体がぶら下がっている状態で転落され、死亡が確認された。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	介護ベッド用手すりについての注意喚起を実施（特記事項を参照）
令和5年10月2日（月）	令和5年9月26日（火）	令和5年9月18日	令和5年9月22日	階段移動用リフト			重傷1名 軽傷1名	操作者が当該製品に搭乗者（80歳代）を乗せ、使用しようとしたところ、バランスを崩し、転倒、操作者が重傷、搭乗者が軽傷を負った。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
		令和5年9月17日	令和5年9月27日	電動座椅子（座面昇降型）			死亡1名	使用者（70歳代）が当該製品の肘部に首が引っ掛かった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
令和5年10月13日（金）	令和5年10月11日（水）	令和5年9月22日	令和5年10月6日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	当該製品に搭乗していた使用者（80歳代）が、当該製品とともに山道で転倒しているところを発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
令和6年1月4日（木）	令和5年12月28日（木）	令和5年12月15日	令和5年12月25日	電動車いす（ハンドル形）			重傷1名	店舗の駐輪場で走行中、駐輪中の自転車と接触後、自転車転倒防止欄に衝突し、転倒、負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
令和6年2月19日（月）	令和6年2月14日（水）	令和6年1月27日	令和6年2月8日	介護ベッド用手すり			死亡1名	使用者（80歳代）が当該製品の上部端部に衣服の裾が引っかかった状態で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	介護ベッド用手すりについての注意喚起を実施（特記事項を参照）
		令和5年10月27日	令和6年2月9日	介護ベッド			死亡1名	使用者（90歳代）が当該製品と床の間に挟まった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	徳島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年11月15日
令和6年2月26日（月）	令和6年2月20日（火）	令和5年12月26日	令和6年2月15日	電動車いす（ハンドル形）			重傷1名	当該製品を使用中、道から外れ、転倒、負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月5日
令和6年3月25日（月）	令和6年3月22日（金）	令和6年2月14日	令和6年3月18日	階段移動用リフト			重傷1名	当該製品を使用中、搭乗者（80歳代）が転落し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月14日
令和6年4月1日（月）	令和6年3月29日（金）	令和6年3月11日	令和6年3月25日	介護用リフト			重傷1名	当該製品を使用して搭乗者を奪いからベッドに移乗させようとしたところ、ストラップが外れて床に転落し、首を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

福祉用具に係る重大製品事故について ※消費者庁が公表している消費生活用製品の重大製品事故をもとに、厚生労働省が作成

情報提供日	消費者庁公表日	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考
令和6年4月15日（月）	令和6年4月9日（火）	令和6年2月16日	令和6年4月3日	電動車いす（ジョイスティック形）			重傷1名	使用者（70歳代）が当該製品を使用中、歩道から外れ、転倒、負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月26日
	令和6年4月12日（金）	令和6年3月24日	令和6年4月8日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、当該製品ごと田んぼに転落し、死亡した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	
令和6年5月13日（月）	令和6年5月8日（水）	令和6年3月7日	令和6年4月30日	電動歩行車			重傷1名	使用者（90歳代）が当該製品を使用中、転倒し、脚を負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月23日
令和6年5月20日（月）	令和6年5月14日（火）	令和6年4月25日	令和6年5月9日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	使用者（70歳代）が当該製品で走行中、用水路へ転落し、死亡した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
令和6年5月27日（月）	令和6年5月24日（金）	令和6年4月13日	令和6年5月21日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	使用者（80歳代）が、当該製品とともに水路で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月8日
令和6年7月29日（月）	令和6年7月26日（金）	令和6年7月9日	令和6年7月23日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	使用者（90歳代）が、当該製品とともに川で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
令和6年8月5日（月）	令和6年7月30日（火）	令和6年7月17日	令和6年7月26日	電動車いす（ハンドル形）			火災	発煙に気付かず確認すると、当該製品を修繕する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
令和6年8月19日（月）	令和6年8月14日（水）	令和6年6月20日	令和6年8月8日	介護ベッド用手すり			重傷1名	施設で使用者（80歳代）が負傷し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年6月25日 介護ベッド用手すりについての注意喚起を実施（特記事項を参照）
令和6年9月17日（火）	令和6年9月13日（金）	令和6年8月20日	令和6年9月9日	介護ベッド			重傷1名	当該製品を使用中、腰を負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
令和6年9月24日（火）	令和6年9月20日（金）	令和5年9月2日	令和5年10月5日	椅子（入浴介護用）	EKK40023L5	TOTO株式会社	重傷1名	施設で当該製品を使用して入浴中、被介護者（80代）が当該製品の座面をつかんだ状態で、介護者が左手を持ち上げたところ、被介護者が左手指を負傷した。 調査の結果、当該製品の座面下の金属フレームと本体座面調整との間に指が入る隙間があったため、被介護者の指が隙間に入った状態で介護者がそれに気付かず被介護者の腕を引き上げたことで、手指が挟まれて負傷したものと推定される。	佐賀県	令和5年10月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

福祉用具に係る重大製品事故について ※消費者庁が公表している消費生活用製品の重大製品事故をもとに、厚生労働省が作成

情報提供日	消費者庁公表日	事故発生日	報告受理日	製品名	機器・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考
令和6年11月11日（月）	令和6年11月8日（金）	令和6年2月14日	令和6年3月18日	階段移動リフトS	S35 車いすタイプ	株式会社アルパジャパン（輸入事業者）	重傷1名	当該製品を使用中、搭乗者（80歳代）が転落し、負傷した。調査の結果、当該製品は、駆動スイッチに起動条件がなく、上り動作時に駆動検知開閉の先端に着地した場合、機体が起き上がり、また、前方転倒を抑制する機能がな	愛知県	令和6年3月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
		令和6年9月22日	令和6年11月5日	手すり（床置き式）			重傷1名	い構造であったため、当該製品の使用中にバランスを崩して事故に至ったものと推定される。 使用者（80歳代）が当該製品に接触し、右足を負傷した。当該製品に起因するの		
令和6年12月16日（月）	令和6年12月10日（火）	令和6年11月23日	令和6年12月5日	介護ベッド			死亡1名	るのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 使用者（80歳代）が当該製品のサイドフレームと脚フレームの間に挟まった	静岡県	
		令和6年6月3日	令和6年12月11日	介護リフト			重傷1名	状態で見えられ、死亡が確認された。当該製品に起因するの		
令和6年12月23日（月）	令和6年12月17日（火）	令和6年9月16日	令和6年12月12日	電動車いす（ジョイスティック形）			重傷1名	施設で当該製品を使用し、搭乗者（80歳代）をベッドから载いずに移動して	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月29日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して注意
		令和6年12月14日	令和6年12月24日	電動車いす（ハンドル形）			死亡1名	いたところ、当該製品から転落し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。 当該製品を使用中、タイヤのゴムがリムから外れ、転倒、負傷した。当該製品に起因するの		
令和7年1月27日（月）	令和7年1月24日（金）	令和7年1月10日	令和7年1月21日	手すり（床置き式）			重傷1名	使用者（70歳代）が当該製品を使用中、当該製品ごと水路に転落し、死亡した。当該製品に起因するの	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月10日
							死亡1名	た。当該製品に起因するの		
							重傷1名	当該製品を使用中、当該製品が破損し、転倒、足を負傷した。当該製品に起因するの	三重県	

介護サービス事業者における個人情報の適正な取扱いの徹底について

厚生労働省から「介護サービス事業者における個人情報の適正な取扱いの徹底について（周知）（令和6年6月25日事務連絡）」という通知が発出されています。個人情報の取扱いに関する重要な案内となりますので、以下の内容をご確認ください。

<内容>

介護サービス事業者は、利用者やその家族についての個人情報をデータベース化し、事業の用に供していることから、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく個人情報の取扱いが求められているところです。また、他人が容易には知り得ない要配慮個人情報¹を取り扱う機会も多いと考えられます。

このため、介護サービス事業者は、その取り扱う個人情報の重要性に鑑み、個人データ²の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。

しかしながら、個人情報保護委員会への漏えい等報告（法第26条）においては、介護サービス事業者からの報告も含まれており、その中には、要配慮個人情報に関する事案も見受けられる状況です。

- ・ 介護システムのバックアップデータが取れておらず、当該データが滅失した事案
- ・ 介護施設の利用者及び職員の個人情報等を保存した USB を紛失した事案
- ・ 利用者の個人情報が記載された書類の所在が事業所において不明になっている事案

（参考）要配慮個人情報に関する介護サービス事業者による最近の漏えい等事案（一部）

漏えい等事案の発生は、必要なアクセス制限や取扱状況の確認といった組織的安全管理措置の不備、電子媒体の紛失防止といった物理的安全管理措置の不備、必要なアクセス制御やバックアップの作成といった技術的安全管理措置の不備、従業者に対する研修の不足等が原因と考えられます。

また、「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査」（令和5年個人情報保護委員会）

において回答があった医療・福祉分野の 461 社のうち、令和 2 年に法が改正されたことについて「改正したことや改正の内容を知らない」という回答が 4 割を超え（44.0%、203 社）、個人情報の漏えい等報告が義務化されたことを「知らなかった」という回答が 8 割を超えている（80.5%、371 社）一方、「個人情報保護法等(ガイドラインを含む)の理解不足」を課題と考えているという回答が 4 割を超えている（41.2%、190 社）といった状況があります。

こうした状況を踏まえ、法に基づく個人情報の適正な取扱いが徹底されるよう、安全管理措置の内容や漏えい等報告の義務等について、改めて周知いたします。

別紙に掲げる安全管理措置や漏えい等報告の方法等の具体内容を規定したガイドラインや研修資料、別添の「民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック」や「個人データの漏えい等報告について」というリーフレットを必ずご確認くださいませようお願いいたします。

¹ 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師の診療等の情報が含まれる個人情報をいう(法第 2 条第 3 項)。

² 「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう（法第 16 条第 3 項）。「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順など）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう（法第 16 条第 1 項、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 4 条第 2 項）。診療録等の診療記録や介護関係記録については、媒体の如何にかかわらず個人データに該当する。

(参考) 個人情報取扱事業者である介護サービス事業者向け各種資料 (主なもの)

- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
(平成29年4月(令和6年3月一部改正)個人情報保護委員会、厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>



- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」
(平成28年個人情報保護委員会告示第6号等)
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>



- 「漏えい等の対応とお役立ち資料」(個人情報保護委員会資料)
漏えい等が生じた場合の報告期限や報告が必要な場合について解説しているほか、漏えい等報告フォームが掲載されています。
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>



- 「個人情報の研修資料・ヒヤリハットコーナー」
(個人情報保護委員会資料)
個人情報を安全に取り扱うために参考となる情報や、個人情報を取り扱う上で、発生しやすいヒヤリハット事例を紹介しています。
令和2年に改正された個人情報保護法の解説動画も掲載しています。
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/hiyarihatto/>



- 「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介」
(個人情報保護委員会資料)
個人データを適正に取り扱うために重要となる、基本方針の策定や安全管理措置の具体的な取扱いに係る規律等について説明しています。
<https://www.gov-online.go.jp/ppc/202209/video-281584.html>



- 「個人情報保護委員会による各種説明会等の開催及び講師派遣について」
(個人情報保護委員会資料)
個人情報保護委員会は、個人情報保護法周知のため、一定人数が集まる事業者団体等が主催する研修会等に講師派遣を行っています。
詳細やお申込みについては、以下のURLをご覧ください。
<https://www.ppc.go.jp/news/pr2/>



令和4年4月1日全面施行

民間事業者向け

個人情報保護法 ハンドブック



目次

1 個人情報保護法 _____ 1

- (1) 個人情報保護法
- (2) 個人情報保護法の改正

2 用語の説明 ① _____ 3

- ☒ 「個人情報」とは
- ☒ 「個人識別符号」とは
- ☒ 「要配慮個人情報」とは
- ☒ 「個人情報データベース等」、「個人データ」、
「保有個人データ」とは

3 守るべき4つの基本ルール _____ 6

- 3-1 個人情報の取得・利用
- 3-2 個人データの保管・管理
 - (1) 安全管理の方法について
 - (2) 個人データの漏えい等
- 3-3 個人データの第三者提供
- 3-4 保有個人データの開示請求等

4 用語の説明 ② _____ 20

- ☒ 「匿名加工情報」とは
- ☒ 「仮名加工情報」とは
- ☒ 「個人関連情報」とは

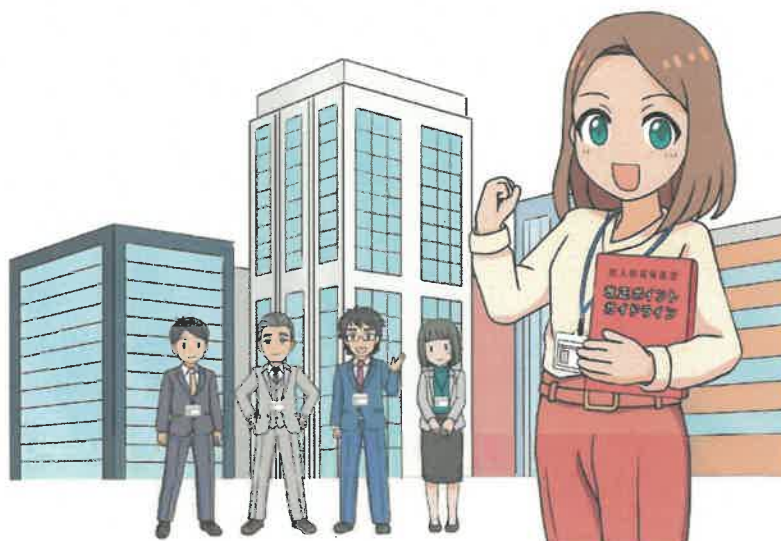
5 認定個人情報保護団体 _____ 24

6 適用除外 _____ 25

7 個人情報保護委員会 _____ 26

- (1) 個人情報保護委員会の監視・監督権限
- (2) 個人情報保護法相談ダイヤル等

※本ハンドブックでは、民間事業者向けのルールについて解説しています。



(1) 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体、国の行政機関等に個人情報をきちんと大切に扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律です。



MEMO

個人情報保護法の下に、「個人情報の保護に関する法律施行令(以下「政令」といいます。)」や「個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「規則」といいます。)」がありますが、これらを解説した資料として、

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)やガイドラインに関するQ&Aを公表しています。

個人情報の取扱いについて詳しく確認したい場合には、ガイドライン等をご参照ください。

(2) 個人情報保護法の改正

デジタル技術の飛躍的な進展により、ビッグデータの収集・分析が可能となり、また、経済・社会活動のグローバル化に伴い、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増えています。

一方、個人情報に対する消費者や利用者の意識が高まっており、消費者や利用者の安心・安全や信頼を確保することが求められています。

個人情報保護法はこういった社会の変化に対応できるよう、施行後3年を目途として見直しが必要と定められており、令和2年6月に改正法が公布され、令和4年4月1日から全面施行されました。

また、国の行政機関や独立行政法人、地方公共団体等はそれぞれ個人情報保護法とは異なるそれぞれ別の個人情報に関する規律が適用されていましたが、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、それらの法律等が廃止され、令和4年4月には国の行政機関等について、令和5年春には地方公共団体等についても、改正後の個人情報保護法が一元的に適用されることが決まっています。

MEMO

AI・ビッグデータ活用の例として、いわゆる「プロファイリング」といった、本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理を行う場合には、分析結果をどのような目的で利用するかのみならず、前提として、かかる分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。

P6~8「3-1 個人情報の取得・利用」をCHECK!

2

用語の説明 ①

個人情報保護法に規定された用語について説明します。

☑ 「個人情報」とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

個人情報には、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。

MEMO

たとえば、「氏名」のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、通常、個人情報になります。また、「生年月日と氏名の組合せ」、「電話番号と氏名の組合せ」なども個人情報です。

☑ 「個人識別符号」とは

個人識別符号とは、その情報だけでも特定の個人を識別できる番号、記号、符号等で、個人情報に該当します。個人識別符号は、政令や規則で限定的に列挙されています。

MEMO

例えば、以下のものが「個人識別符号」に当たります。

- ① 生体情報を変換した符号として、DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋 等
- ② 公的な番号として、パスポート番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、保険証番号 等

☑ 「要配慮個人情報」とは

要配慮個人情報とは、個人情報のうち、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、個人情報保護法・政令・規則に定められた情報です。

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等のほか、身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことが該当します。

取扱い時に注意すべきポイントとして、要配慮個人情報を取得する場合は、利用目的の特定、通知又は公表に加え、あらかじめ本人の同意が必要です。

また、要配慮個人情報は、オプトアウトによる第三者提供はできないので注意が必要です。

P16「3-3個人データの第三者提供」の「オプトアウト」をCHECK!

MEMO

その他、規則に定める加工基準に基づき加工した情報（匿名加工情報、仮名加工情報）や、生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しない「個人関連情報」といったものがあります。

P20～P23「用語の説明②」をCHECK!

☑ 「個人情報データベース等」、「個人データ」、 「保有個人データ」とは

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物をいいます。

そして、「個人情報データベース等」を構成する個人情報が「個人データ」です。

また、個人情報取扱事業者が、本人からの請求により開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データを「保有個人データ」といいます。

MEMO

「個人情報データベース等」を事業のために使っている者が「個人情報取扱事業者」であり、個人情報保護法の対象となります。

「個人情報取扱事業者」には、法人や個人事業主だけではなく、NPO法人、マンションの管理組合、自治会や同窓会などの非営利組織も含まれます。

改正POINT

改正前の個人情報保護法では、6か月以内に消去する個人データは開示・訂正・利用停止等の対象外とされていましたが、改正法では6か月以内に消去するデータについても対象となりました。



開示請求の
対象に!

3

守るべき4つの基本ルール

個人情報保護法では、個人情報の取扱いについて、4つの基本ルールを規定しています。

3-1 個人情報の取得・利用

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできる限り特定しなければならないとされています（個人情報保護法第17条第1項、以下「法〇条〇項」と略します。）。

また、特定した利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に、速やかに本人に通知又は公表する必要があります。



MEMO

個人情報を書面で取得する場合は、利用目的を本人に明示する必要があります（法21条2項）。

なお、取得の状況から見て利用目的が明らかである場合は、通知・公表する必要はありません（法21条4項4号）。

例えば、商品配送のために配送伝票に氏名・住所等を記載してもらう場合は、利用目的が明らかなため、取得の際の通知・公表の必要はありません。

取得した個人情報、特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。

特定した利用範囲以外のことに利用する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません(法18条1項)。

MEMO

個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなった場合等には、当該データを遅滞なく消去するように努めなければならないとされています(法22条)。

また、利用する必要がなくなった場合等には、本人による保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止の請求対象となります(法35条5項)。

例えば、キャンペーンの懸賞品送付のために保有していた応募者の個人データは、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合は、利用する必要がなくなった時に該当すると考えられます。



個人情報とは偽りその他不正の手段による取得をしてはならず、適正に取得しなければなりません(法20条)。

改正POINT

改正法では「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」により個人情報を利用してはならない(法19条)として不適正な方法による個人情報の利用が禁止されました。

不適正な方法による利用については以下のようなケースが該当します。

- 違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、違法な行為を営むことが疑われる事業者に対して、個人情報を提供すること。
- 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、違法な差別が誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること。
- 性別・国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、採用選考を通じて取得した個人情報を利用すること。
- 広告配信を行っている事業者が、違法薬物等の違法な商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用すること。

個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています(法23条)。

MEMO

安全管理が図られるよう、個人情報取扱事業者は従業者や委託先に対して、必要かつ適切な監督を行う必要があります(法24条、25条)。

また、個人の権利利益を害するおそれ大きい個人データの漏えい、滅失や毀損が発生してしまった場合、個人情報保護委員会への報告及び、漏えい等が発生したことを本人に通知する必要があります。

P12「個人データの漏えい等」をCHECK!

(1) 安全管理の方法について

個人データの安全管理のため講じなければならない措置は、個人データが漏えい等した場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とする必要があります。



MEMO

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針や個人データの取扱規程を策定することが重要です。また、その他、講ずるべき具体的な措置は、以下のものなどがあります。

組織的安全管理措置	● 組織体制の整備 ● 個人データの取扱いに係る規律に従った運用 ● 個人データの取扱状況を確認する手段の整備 ● 漏えい等の事案に対応する体制の整備 ● 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
人的安全管理措置	● 従業員の教育
物理的安全管理措置	● 個人データを取り扱う区域の管理 ● 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 ● 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ● 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
技術的安全管理措置	● アクセス制御 ● アクセス者の識別と認証 ● 外部からの不正アクセス等の防止 ● 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止
外的環境の把握	● 外国において、個人データを取り扱う場合、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施

改正POINT

これらの安全管理措置が講じられていることを本人が把握して、開示等の請求を行うことができるように、安全管理のために講じた措置を公表等することが必要になりました。

安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、ホームページ等で本人が知り得る状態に置くことが必要となります。

MEMO

従業員の数が100人以下の中小規模事業者(一部の事業者を除く)に対しては、ガイドラインにおいて、講ずるべき安全管理措置の内容として、別途手法が例示されています。

取り扱う個人情報の性質や量等によりますが、例えば、

- 個人情報の取扱いの基本的なルールを決める
- 従業者を教育する
- 紙で管理している場合は、鍵のかかる引き出しに保管する
- パソコン等で管理している場合は、ファイルにパスワードを設定する
- パソコンにセキュリティ対策ソフトウェアを導入する

などの手法が考えられます。



(2) 個人データの漏えい等

個人情報取扱事業者には、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合に講ずるべき措置として、①事業者内部における報告及び被害の拡大防止、②事実関係の調査及び原因の究明、③影響範囲の特定、④再発防止策の検討及び実施、⑤個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が、ガイドラインにおいてあげられています。

改正POINT

以下の漏えい等の事案が発生した場合、又は、発生したおそれがある事態が生じた場合は、個人の権利利益を害するおそれ大きいとして、個人情報保護委員会への報告・本人通知が義務化されました。

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 本人の数が1,000件を超える漏えい等

速報・確報

漏えい等が発生し、報告の必要がある場合は、事業者が事態を知った時点から概ね3～5日以内に「速報」として、また30日以内(不正の目的によるおそれがある場合は60日以内)を「確報」として個人情報保護委員会への報告が必要となりました。また、事態の状況に応じて、速やかに本人への通知を行わなければなりません。

MEMO

漏えい等とは、漏えい、滅失又は毀損のことをいいます。

3-3

個人データの第三者提供

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません（法27条1項）。

ただし、以下のような場合は例外的に、第三者提供の本人の同意が不要になります。

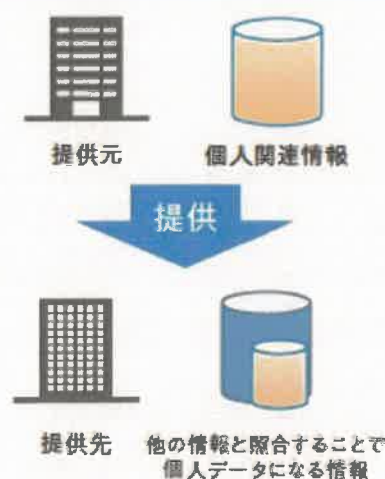
- 法令に基づく場合（例：警察、裁判所、税務署等からの照会）
- 人の生命・身体・財産の保護に必要でかつ本人の同意取得が困難（例：災害時の被災者情報の家族・自治体等への提供）
- 公衆衛生・児童の健全育成に必要でかつ本人の同意取得が困難（例：児童生徒の不登校や、児童虐待のおそれのある情報を関係機関で共有）
- 国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して、協力が必要でかつ本人の同意取得により、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
- 学術研究目的での提供、利用
- オプトアウト **P16「オプトアウト」をCHECK！**
- 委託、事業承継、共同利用

また、第三者に個人データを提供した場合、第三者から個人データの提供を受けた場合は、一定事項を確認・記録する必要があります（法29条、30条）。

改正POINT

提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報については、個人関連情報の第三者提供の制限等として、個人情報保護法第31条の規定により、本人同意が得られていること等の確認が必要となりました。

（例：Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴など）



P23「個人関連情報」をCHECK！

MEMO

○確認・記録事項は、以下のとおりです。

記録の保存期間は原則3年です。

提供した場合

「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか

提供を受けた場合

「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたかに加えて「相手方の取得経緯」について

ただし、一般的なビジネスの実態に配慮して、例外規定があります。

○本人との契約等に基づいて提供した場合は、記録は契約書で代替OKです。

○反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOKです。

○また、以下の場合には記録義務はかかりません。

- 本人による提供と整理できる場合(例: SNSでの個人の投稿)
- 本人に代わって提供していると整理できる場合(例: 銀行振込)
- 本人側への提供と整理できる場合(例: 同席している家族への提供)
- 「個人データ」に該当しないと整理できる場合(例: 名刺1枚のコピー)

等

改正POINT

個人データの第三者提供記録についても、本人が開示請求できるようになりました。

MEMO

外国にある第三者に個人データを提供する場合は、次の①～③のいずれかを満たす必要があります(法28条)。

- ① 外国にある第三者に提供することについて、あらかじめ本人の同意を得る。
- ② 外国にある第三者が適切な体制を整備している(※)。
- ③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国又は地域(EU及び英国。令和4年4月時点)に所在している。

(※)具体的には、以下が該当します。

- 外国にある第三者が個人情報の取扱いに関する国際的な枠組み(例:APEC越境プライバシールール(CBPR)システム*)に基づく認証を受けていること
 - 外国にある第三者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、委託契約・共通の内規・個人データを提供する者によるAPEC越境プライバシールール(CBPR)システムの認証取得等によって担保されていること
- ※APEC越境プライバシールール(CBPR)システムとは、APEC域内における個人データ越境移転を円滑にする仕組みです。

改正POINT

各要件に基づく外国にある第三者への個人データの提供時に、それぞれ以下が義務付けられました。

- 要件①** 外国にある第三者に提供することについて、あらかじめ本人の同意を得る。
- ➡ 同意取得時に移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について本人に情報提供すること。
- 要件②** 外国にある第三者が適切な体制を整備している。
- ➡ 移転先事業者の取扱い実施状況等の定期的な確認及び、問題が生じた場合の対応の実施、更には本人の求めに応じてこれらの対応や移転先における個人情報保護委員会が定める基準に適合する体制の整備の方法、当該外国の名称等に関する情報を提供すること。

☑ 「オプトアウト」とは

本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる制度です(法 27 条 2 項)。

オプトアウトにより個人データを第三者に提供する場合は、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出なければなりません。

個人情報保護委員会は、届け出のあった事項を公表することとなり、個人情報保護委員会のウェブサイトで、オプトアウトを行っている事業者や、第三者提供されている個人データの項目などを確認することで、本人が当該第三者提供の停止を求めることができます。

改正POINT

これまで要配慮個人情報とはオプトアウトによる個人データの第三者提供ができないと定められていましたが、改正法では「不正に取得された個人データ」及び「オプトアウト規定により提供された個人データ」もオプトアウトにより第三者提供することができないと定められました。

また、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態におく事項として、「提供を行う事業者の氏名・名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名」、「提供される個人データの取得の方法」、「提供される個人データの更新の方法」及び「提供を開始する予定日」が追加されました。

個人情報取扱事業者は、本人から保有個人データの開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求を受けた時は、原則として当該請求に対応しなければならないとされています(法33条~35条)。

以下の①~⑤について、「本人が知り得る状態」に置く必要があります。方法については、HP公表、事業所での掲示等です。

また、それらを行わない場合は、以下の①~⑤に関する問合せに対して遅滞なく答えられるようにしておく必要があります。

- ① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所
※法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 全ての保有個人データの利用目的
- ③ 保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求手続
(手数料を定める場合は手数料の額)
- ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置
(ただし、本人の知り得る状態に置くことにより安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。) ※具体的な内容についてはP10参照
- ⑤ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
(認定個人情報保護団体に加盟している場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。)

また、個人情報の取扱いに関する苦情等には、適切・迅速に対応するよう努めることが必要です(法40条)。

改正POINT

個人データの本人への開示方法は原則書面とされていましたが、本人にウェブサイト上でダウンロードしてもらう方法など、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになりました。

改正POINT

改正前の個人情報保護法では、個人情報の不正取得があった場合等、一定の個人情報保護法違反の場合に限って保有個人データの利用の停止、消去又は第三者提供の停止の請求ができていましたが、これらの場合に加え、以下の場合にも上記の各種請求が可能となりました。

- 個人データを利用する必要がなくなった場合
- 個人情報保護委員会への報告義務がある重大な漏えい等の事案が発生した場合
- 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

MEMO

本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして、保有個人データの利用の停止、消去、又は第三者提供の停止が認められると考えられるケースは、以下の例が該当します。これらの場合、事業者は対応しなければなりません。

- ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 個人情報取扱事業者が、退職した社員の情報を現在も自社の社員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用停止等を請求する場合



消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ対外的にわかりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要です。



MEMO

プライバシーポリシー等においても、P6~P7に記載の利用目的の特定や、P15に記載の外国にある第三者への個人データの提供時の情報提供、P17に記載の公表事項の充実など、改正法で新たに設けられた項目についての公表等が十分であるか確認しましょう。

4

用語の説明 ②

個人情報保護法に規定された用語について説明します。

☒ 「匿名加工情報」とは

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したもので、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。

個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に創設されたもので、匿名加工情報を第三者に提供する場合、本人の同意は不要とされています。

匿名加工情報の作成方法の基準は、規則で定められており、基準に則って匿名加工情報を作成した場合は、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する義務があります（法43条3項）。

匿名加工情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法を公表するとともに、提供する情報が匿名加工情報である旨を明示する必要があります（法43条4項、44条）。

MEMO

「匿名加工情報」の定義・取扱いに係る義務は、P22「匿名加工情報と仮名加工情報の定義・義務の違い」を参照。

☒ 「^{か めい}仮名加工情報」とは

改正POINT

「仮名加工情報」は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報で、事業者内部における分析に限定すること等を条件に、利用目的の変更の制限や漏えい等の報告、開示・利用停止等の請求への対応等の義務を緩和し、様々な分析に活用できるようにするものです。

「匿名加工情報」と「仮名加工情報」は加工方法や取扱いルールが異なります。

仮名加工情報の作成例

個人情報

氏名	年齢	年月日	時刻	金額	旅券番号	店舗	クレジットカード番号
山田一郎	55歳	20XX 04 02	09:50	940円	TH012	霞ヶ関店	5567 2356 …
佐藤次郎	29歳	20XX 05 29	15:10	1220円	TY560	赤坂見附店	4787 9877 …
伊藤三郎	45歳	20XX 11 14	21:34	670円	TY390	赤坂見附店	1445 7564 …
…							

仮名加工情報

YH2356	55歳	20XX 04 02	09:50	940円		霞ヶ関店	
YD4890	29歳	20XX 05 29	15:10	1220円		赤坂見附店	
XJ3375	45歳	20XX 11 14	21:34	670円		赤坂見附店	
…							

- 特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換
例) 氏名などを仮IDに置換

- 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除又は置換
例) 旅券番号の削除

- 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は置換
例) クレジットカード番号の削除

※置換…復元することのできる規則性を有しない方法により、他の記述等に置き換えること

匿名加工情報と仮名加工情報の定義・義務の違い

		匿名加工情報	仮名加工情報
定義		特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報 ※本人が一切分からない程度まで加工されたもの(個人情報に該当せず)	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報 ※対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工されたもの(個人情報に該当)
取扱いに係る義務	加工の方法	●氏名等を削除(又は置換) ●項目削除、一般化、トップコーティング、ノイズの付加等の加工 ●特異な記述の削除等	●氏名等を削除(又は置換) ●個人識別符号の全部を削除 ●不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除(又は置換)
	安全管理措置	●加工方法等情報の安全管理 ※対照表は匿名加工情報の作成後に破棄する必要あり ●匿名加工情報の安全管理(努力義務)	●対照表等の安全管理 ●仮名加工情報の安全管理
	作成した時	●情報の項目の公表	●利用目的の公表
	提供する時	●情報の項目・提供の方法の公表 ※本人同意のない第三者への提供が可能	●第三者提供の原則禁止 ※委託・共同利用は可能 ※「作成元の個人データ」は本人同意の下で提供可能
	利用する時	●識別行為の禁止 ●苦情処理等(努力義務)	●識別行為の禁止 ●本人への到達行為の禁止 ※電子メールの送付、住居訪問等の禁止 ●利用目的の変更が可能 ※目的外利用は禁止 ●利用目的達成時の消去(努力義務) ●苦情処理(努力義務)

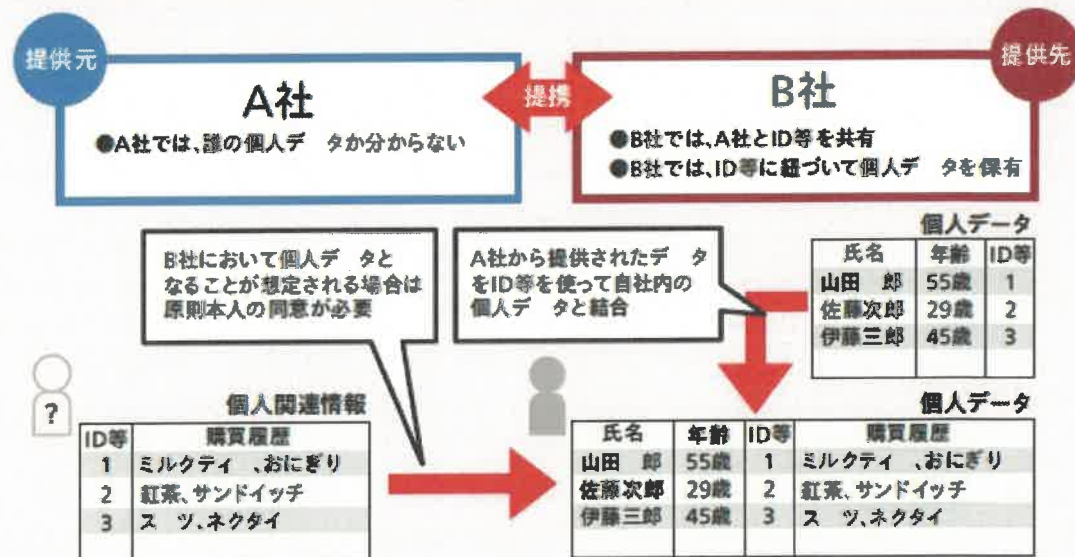
☑ 「個人関連情報」とは

改正POINT

「個人関連情報」は「生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいいます。例えば、以下のようなものが該当します。

- Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴
- ある個人の位置情報

※個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しません。例えば、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当します。



MEMO

個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意の取得については、基本的には、提供先事業者によって取得する必要があります。

同意の取得方法としては、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法や、確認欄へのチェックを求める方法等が考えられます。ウェブサイトで同意を取得する場合は、単にウェブサイトに記載するのみでは足りず、ウェブサイト上のボタンをクリックする方法等が考えられます。

5

認定個人情報保護団体

☒ 「認定個人情報保護団体」とは

認定個人情報保護団体とは、事業者の個人情報の適切な取扱いの確保を目的として、個人情報保護委員会の認定を受けた民間団体です。

認定個人情報保護団体は、業界の特性等に応じた自主的なルール（個人情報保護指針）を作成するよう努める義務があり、また、対象事業者が指針を遵守するよう指導・勧告を行う義務があります（法54条）。

また、認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情を処理する義務があります（法53条）。

改正POINT

改正法では企業単位に限られず、企業の特定分野（部門）を対象とする団体も、新たに認定の対象となりました。

6

適用除外

憲法が保障する基本的人権への配慮から、

- ① 報道機関が報道の用に供する目的
- ② 著述を業として行う者が著述の用に供する目的
- ③ 宗教団体が宗教活動の用に供する目的
- ④ 政治団体が政治活動の用に供する目的

で個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱事業者の義務は適用されないこととされています(法57条1項)。

また、これらの者に個人情報を提供する行為には、個人情報保護委員会はその権限を行使しないこととされています(法146条2項)。

改正POINT

「学術研究機関等が学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合、以前は一律に適用除外とされていましたが、安全管理措置や開示請求等については、他の民間事業者と同様の規律を受けることとされました。

研究データの利用や流通を直接制約してしまう可能性がある、

- 利用目的による制限
- 要配慮個人情報の取得制限
- 第三者提供の制限

等については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除いて、一部例外規定を整備しています。

(1) 個人情報保護委員会の監視・監督権限

個人情報保護委員会は、個人情報等の適正な取扱いに向けた取り組みを行っており、個人情報保護法に違反する、又は違反するおそれがある場合に、必要な報告又は資料提出の要求、又は立入検査を実施し、指導・助言や勧告・命令をすることができます。

個人情報保護委員会の命令に従わない場合等には、罰則の適用もあり得ます。

改正POINT

改正法により、罰則規定が強化されました。

命令に違反	1年以下の懲役又は100万円(法人は1億円)以下の罰金
虚偽の報告等	50万円以下の罰金
従業員が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用	1年以下の懲役又は50万円(法人は1億円)以下の罰金

改正POINT

改正前の個人情報保護法では、域外適用の対象となる外国事業者に対する個人情報保護委員会の監督権限は、指導及び助言並びに勧告のような強制力を伴わない権限に留まっていますが、改正法では、罰則によって担保された報告徴収・命令も対象となりました。

(2) 個人情報保護法相談ダイヤル等

個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護委員会では、個人情報保護法の解釈についての一般的な質問や、苦情あっせんのための個人情報保護法相談ダイヤルを設置しています。

個人情報保護法相談ダイヤル

☎ 03-6457-9849

受付時間:9:30 ~ 17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

PPC質問チャット

個人情報保護委員会では、個人情報保護法等に関する質問に対して24時間回答できるよう、チャットボットサービスの提供をしています。

URL

<https://2020chat.ppc.go.jp/>

PPCビジネスサポートデスク

個人情報保護委員会では、事業者のみなさんが、新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等について、相談を受け付けています。

PPCビジネスサポートデスク

☎ 03-6457-9771

受付時間:9:30 ~ 17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

個人情報保護法について、もっと詳しく知りたい方は、

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、
仮名加工情報・匿名加工情報編、認定個人情報保護団体編)
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A
- マンガで学ぶ 個人情報保護法



を個人情報保護委員会のウェブサイトに掲載していますのでご参照ください。

URL

<https://www.ppc.go.jp/>



令和4年4月発行

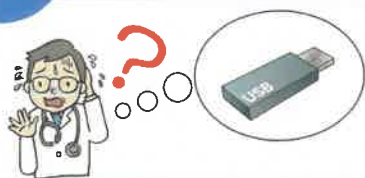
個人データの漏えい等 報告について



このような場合、報告対象となります！

1

要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等（又はそのおそれ）



例 1.

病院における患者の診療情報や
調剤情報を含む個人データを記録
したUSBメモリーを紛失した場合

例 2.

従業員の健康診断等の結果を
含む個人データが漏えいした場合

2

不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある
個人データの漏えい等（又はそのおそれ）



例 1.

ECサイトからクレジットカード
番号を含む個人データが漏えい
した場合

例 2.

送金や決済機能のあるウェブサービスの
ログインIDとパスワードの組み合わせを
含む個人データが漏えいした場合

3

不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等
（又はそのおそれ）



例 1.

不正アクセスにより個人データが
漏えいした場合

例 2.

ランサムウェア等により個人データが
暗号化され、復元できなくなった場合

例 3.

個人データが記載又は記録された
書類・媒体等が盗難された場合

例 4.

従業者が顧客の個人データを不正に
持ち出して第三者に提供した場合

4

個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等（又はそのおそれ）



例 1.

システムの設定ミス等によりイン
ターネット上で個人データの閲覧
が可能な状態となり、当該個人
データに係る本人の数が1,000人
を超える場合

例 2.

自社の会員（1,000人超）にメール
マガジンの配信を行う際、本来メー
ルアドレスをBCC欄に入力して送信
すべきところをCC欄に入力して一括
送信した場合

報告の期限

まずは **速報(新規)**

発覚日から、3～5日以内

発覚したら、まずは速やかに報告してください。

次に **確報(続報)**

発覚日から、30日以内

不正な目的で行われたおそれがある(表面③の場合)、

発覚日から、60日以内

確報にて、以下の項目を報告する必要があります。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 1. 概要 | 5. 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 |
| 2. 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 | 6. 本人への対応の実施状況 |
| 3. 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 | 7. 公表の実施状況 |
| 4. 原因 | 8. 再発防止のための措置 |
| | 9. その他参考となる事項 |

漏えい等報告はHPで受け付けています

漏えい等報告 個人情報委

検索

お役立ち資料

自己点検チェックリスト
などお役立ちツール集



個人情報保護法
ヒヤリハット事例集



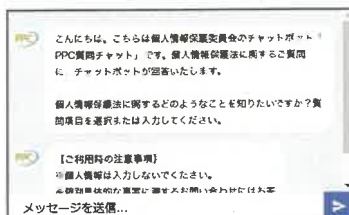
漏えい時の対応について
研修用動画



個人情報保護法に関する疑問・質問はこちら

PPC質問チャット

個人情報保護法に関する
質問に回答する24時間
チャットボットサービス



<https://2020chat.ppc.go.jp/>

個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度
についての一般的な質問や、個人情報の取扱い
に関する苦情の申出についてのあっせんを
行う、相談ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

個人情報保護委員会公式Twitter

個人情報保護法などに関する最新情報や
活動内容をお知らせしています。



@PPC_JPN

和歌山県介護生産性向上総合相談センターの開設について

和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局 長寿社会課から「和歌山県介護生産性向上総合相談センターの開設について（令和6年6月21日事務連絡）」という通知が発出されています。介護事業所における業務効率化や業務改善等の生産性向上の取組を支援する重要な案内となりますので、以下の内容をご確認ください。

<内容>

我が国では介護サービスの需要が今後更に高まる一方で、生産年齢人口が減少することが見込まれています。介護分野の人材確保がより困難になる状況下におきまして、総合的な人材確保対策を進めるとともに、介護分野の生産性の向上に係る取組を推進する必要があります。令和6年4月に施行されました改正介護保険法におきましても、生産性向上に資する取組を行う介護事業所に対する支援が都道府県の努力義務として新設、明記されたところ です。

こうした中、和歌山県では、介護事業所における業務効率化や業務改善等の生産性向上の取組を支援し、職員の業務負担の軽減を促すことにより、介護分野の魅力向上や介護人材確保につなげるため、介護事業所向けのワンストップ型相談窓口「和歌山県介護生産性向上総合相談センター」を設置し、令和6年6月14日から相談受付を開始しました。

生産性向上に資する取組について悩みを抱えている場合、同センターの積極的な活用をご検討ください。

（１）和歌山県介護生産性向上総合相談センターについて

設置場所	社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 福祉人材センター内 (和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階)
受付時間	平日午前9時から午後5時まで（電話相談の場合） ※下記ホームページ内の相談フォームではいつでも相談を受け付けます。
電話番号	073-435-5225(直通)
ホームページ	(URL) https://wakayamakenshakyō.or.jp/~jinzai/?page_id=5908 (QRコード) 

(2) 主な事業内容（利用無料）

1	相談対応	介護ロボットの活用や ICT 化の活用等による業務改善の取組みに係る相談対応
2	伴走支援	同センターが必要と判断した事業所に対する伴走支援（課題抽出や解決策の提案・助言など）
3	先進事例の紹介	相談内容と類似する好事例や先進事業所等の紹介
4	研修会の開催	生産性向上の手法や取組み事例等に係るセミナーの開催
5	情報提供	県内外の最新情報を収集のうえ事業所へ発信

なお次ページから、「介護現場における生産性向上等について（和歌山県 令和 6 年度集団指導）」を掲載します。ご確認くださいませようお願いいたします。

介護現場における生産性向上等 について

令和6年度和歌山県集団指導資料

和歌山県長寿社会課振興班

TEL.073-441-2519

介護現場における生産性向上について①

- ・令和6年度介護報酬改定では、生産性向上に資する取組を促進

生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

省令改正

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。＜経過措置3年間＞

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

告示改正

- 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

【単位数】

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月（新設）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月（新設）

【算定要件】

<生産性向上推進体制加算（Ⅰ）>

- （Ⅰ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

<生産性向上推進体制加算（Ⅱ）>

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

介護現場における生産性向上について②

・令和7年度以降、処遇改善加算に係る取組において、生産性向上のための取組が必須

介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる
 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上）④又は⑤は必須 取り組んでいる

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針、人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の裏帳でも可） ④就業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業観力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、暗夜吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリアアップ研修、暗夜吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑦エンルマー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設等の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員からの正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康増進管理の実施 ⑮介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・片付けの頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で行うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会等の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ※生産性向上体制推進加算を取得している場合は、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする ※小規模事業者は、④の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする
やりがい・働きがいの醸成	㉕ユニバーシティ等による職場内ユニバーシティの活用による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者と家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める

介護現場における生産性向上について③

生産性向上ってナニ？
何をしたらいいの？



介護ロボットを
導入したい

委員会を設置
したい

参考事例を
知りたい

書類の転記を
なくしたい

介護助手を
導入したい

事業所の課題が
わからない

職員が辞めていく
ムダな業務多い



ご相談ください！

無料

和歌山県介護生産性向上総合相談センター

介護事業所の取り組みを支援します

- 事業所からの相談対応
- 専門家による伴走支援
- 先進事例の紹介
- 研修会（ワークショップ）開催
- 各種情報提供

県社協広報誌で
一部をご紹介！



開催

お問い合わせ先

☎ 073-435-5225（県社協内）

受付時間 平日 9時～17時



相談フォーム

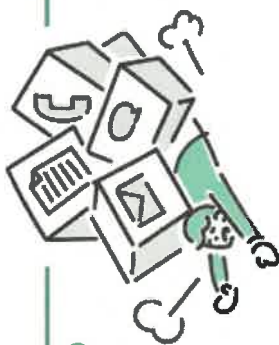
ご利用ください！

ホームページ



「ケアプランデータ連携システム」の活用について①

書類の郵送やFAXの
送付が大変...



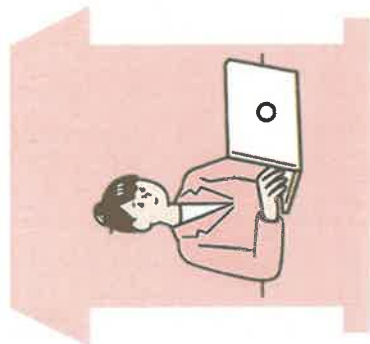
手入力が多く
転記ミスが起こりがち...



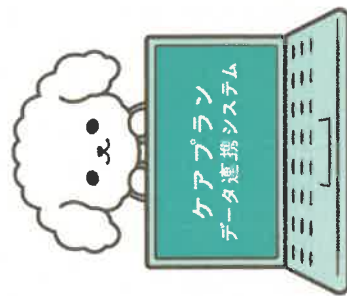
書類の管理と
やりとりが煩雑で混乱...



デジタル化で解決!



居宅介護
支援事業所



予定



実績

予定



実績

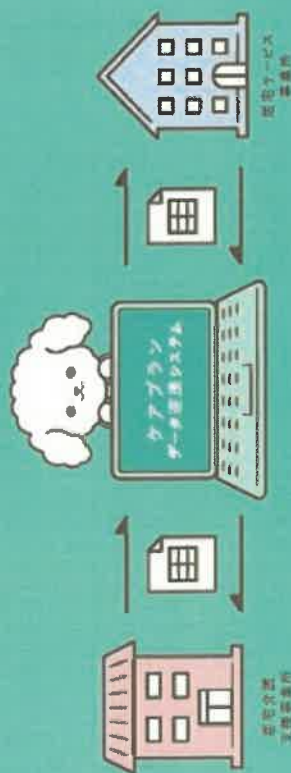


居宅サービス
事業所

「ケアプランデータ連携システム」の活用について②

介護をつなぐ。心をつなげる。

ケアプラン データ連携システム



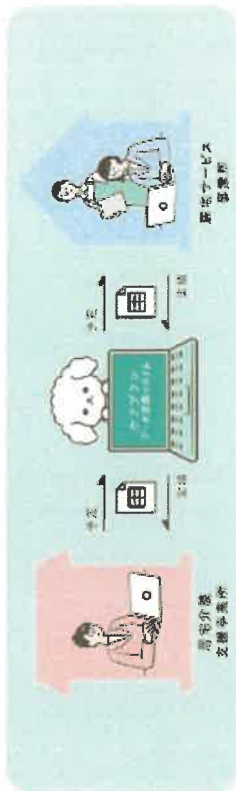
ケアプランのやりとりを、
紙からデジタルへ。

公益社団法人
国民健康保険中央会
E-Health Association of National Health Insurance Association of Japan

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。



介護分野の生産性向上を図り、いまいきと働ける職場を実現するためには、ICTを介護現場のインフラとして活用することが重要です。

厚生労働省では、事業所間でやりとりされる情報について、データ連携の約束事を「ケアプラン標準仕様」として定めています。

その約束事に従って、異なる介護ソフト同士でも安心してつながる基盤として、国民健康保険中央会は「ケアプランデータ連携システム」を提供します。

3つのメリット

① かんたん

計画書(1世、2世)や提供源データ(6世、7世)といったCSVファイルなどを、ドラッグ&ドロップするだけで連携完了。郵送やFAXなどの送付の手間から解放。

② あんしん

記録ミスや書類不備が減り、手返りが減少。介護報酬請求で利用されているセキュリティ方式を採用し、安全性は万全。導入から運用まで、安心のサポート体制を提供。

③ さくげん

やりとりにかかる業務時間を約1/3に抑えられる研究結果があります。費用については、ライセンス料一月あたり1,750円のご負担で、年間約80万円の削減が見込めます。

(注1) 介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりをオンラインで完結させることにより、年間約80万円の削減が見込めます。

「ケアプランデータ連携システム」の活用について③

推奨の言葉

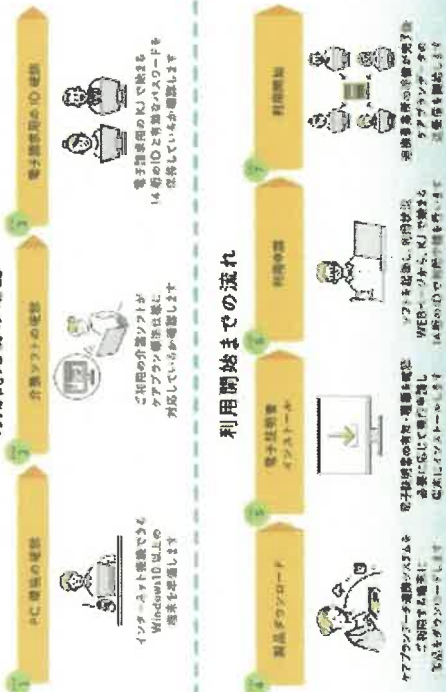
「今の時代になくはないもの、だと思います。ケアマネジャーの仕事である「モニタリング」は人が行わなければならないのですが、もう一方の「給付管理」は効率化が可能な事務作業です。「給付管理」の時間を短くして、「モニタリング」にあてれば、ケアマネジスタントが非常に助かるといえます。」

医療福祉大学大学院
医療福祉経営専攻
石山 薫子 教授

導入したきっかけは、スタッフの負担を減らし、利用者さんとの時間を取ってほしかったためです。システムの操作は、ドラッグ＆ドロップと、ワンクリックだけで利用できます。介護業界の時代が変化する中で、間違いない大きな手帳の一つだと思います。

医療福祉大学
株式会社トラディショナル
長谷川 龍代 様

利用開始までのステップ



事前のご確認

パソコン

OS: Windows 10またはWindows 11(最新のWindows Updateを適用していること)
推奨モニター解像度: 1366 X 768ピクセル以上

ソフトウェア

ブラウザ: Microsoft EdgeまたはGoogle Chrome
PDFビューアー: Adobe Acrobat Reader 推奨

よくある質問

- Q. ケアプランデータ連携システムを導入するにはどのような準備が必要ですか？
A. 医療福祉大学にケアプランデータの導入、クライアントソフトと電子証明書のインストール、システム利用申請が必要で、詳細は公式サイト「ケアプランデータ連携システム」スタートガイド導入フロー欄をご覧ください。
- Q. ライセンス料はいくらでしょうか？
A. ライセンス料は、1事業所番号ごとに一月あたり1,750円(税込)、年間21,000円(税込)です。ライセンス料のお支払いは年間一括払いで、介護給付費からの差引、または請求書送付による口座振込となります。なお、ライセンス料は1年ごとに更新申請いただく必要があります。
- Q. データ連携できる事業所を教えてください。
A. 福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM NET (ワムネット)」より検索することができます。
<https://www.wam-go.jp/wamapl/kpdisys.nsf/top>

公式サイト

詳しい説明を掲載したサイトをご用意。
利用開始までの手順などを動画つきで解説しています。



電話でのお問い合わせ

TEL 0120-584-708

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日は除く)
年末年始(12月29日~1月3日)は、お休みさせていただきます。



2024.04

「ケアプランデータ連携システム」の活用について④

これまで負荷だった紙でのやりとりをデジタル化する

”ケアプランデータ連携システム”

積極的なご利用をお願いします



利用申請や

システムの詳細は

ヘルプデスクを

ご覧ください



介護人材のキャリアアップ支援

福祉人材キャリア形成支援研修

福祉事業所に従事している職員のための
キャリアアップ研修として、『福祉人材
キャリア形成支援研修』を開催していま



県福祉人材センター（県社協内）

☎ 073-435-5210

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

- ・ **介護福祉士実務者研修を受講する方に、実務者研修の授業料、実習費及び教材費等納付金、参考図書、学用品、交通費及び受験手数料等の貸付を行います。（20万円以内 1回限り）**
- ・ **介護福祉士として県内の施設で2年間継続して従事すると、貸付金の返還は免除されます。**

【問い合わせ】

和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班

☎ 073-435-5223



要件等詳しくは
ホームページで
ご確認ください

令和6年度福祉人材キャリア形成支援研修

項目	担当者	実施日	実施内容	実施方法	実施状況	実施結果
1	キヤリアバリエーション推進委員会・総務部 推進委員の協力により	7月30日(水) 31日(木)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	社会福祉協議会に勤務する関係職員として、役割を遂行するための意志を管理し、自身のキャリアパスの方向性を明確にする。
2	キヤリアバリエーション推進委員会・中国職員 推進委員の協力により	10月21日(水) 22日(木)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	社会福祉協議会に勤務する中国職員として、役割を遂行するための意志を管理し、自身のキャリアパスの方向性を明確にする。
3	キヤリアバリエーション推進委員会・チームリーダー 推進委員の協力により	10月27日(水) 28日(木) 1月4日(金)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	社会福祉協議会に勤務するチームリーダーとして、役割を遂行するための意志を管理し、自身のキャリアパスの方向性を明確にする。
4	「フットボール・イン・ユース」推進 推進委員の協力により	1月10日(水)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	地域福祉では、スポーツ・フットボール・イン・ユース推進委員会などでも、また社会福祉協議会の設立・発展などの目的を達成し、社会福祉の発展のためには必要となるような活動を積極的に推進する。
5	推進委員・個人・社会福祉協議会 推進委員の協力により	6月8日(水)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	社会福祉協議会に勤務する推進委員として、役割を遂行するための意志を管理し、自身のキャリアパスの方向性を明確にする。
6	社会福祉協議会(推進)	7月17日(水)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	社会福祉協議会に勤務する推進委員として、役割を遂行するための意志を管理し、自身のキャリアパスの方向性を明確にする。
7	推進委員・チームリーダー(中国職員)	10月31日(水)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	社会福祉協議会に勤務する推進委員として、役割を遂行するための意志を管理し、自身のキャリアパスの方向性を明確にする。
8	推進委員・チームリーダー(中国職員)	9月5日(水)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	社会福祉協議会に勤務する推進委員として、役割を遂行するための意志を管理し、自身のキャリアパスの方向性を明確にする。
9	推進委員・チームリーダー(中国職員)	10月29日(水)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	社会福祉協議会に勤務する推進委員として、役割を遂行するための意志を管理し、自身のキャリアパスの方向性を明確にする。
10	推進委員・チームリーダー(中国職員)	11月13日(水)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	社会福祉協議会に勤務する推進委員として、役割を遂行するための意志を管理し、自身のキャリアパスの方向性を明確にする。
11	推進委員・チームリーダー(中国職員)	11月27日(水)	夏山ビュース (牧原山荘)	対面	○	社会福祉協議会に勤務する推進委員として、役割を遂行するための意志を管理し、自身のキャリアパスの方向性を明確にする。

介護分野への就労促進①

介護人材再就職準備金貸付

- ・ **離職した有資格者**（介護福祉士・実務者研修もしくは初任者研修修了者等）の方が介護職員として**再就職**する際の必要な費用の貸付を行います。（40万円以内 1回限り）

※ 参考図書等の購入、転居費用、勤務上必要な被服費、通勤用自転車購入費、研修費用等

- ・ 県内の介護施設・事業所で、2年間継続して介護業務に従事した場合、返還が免除されます。

介護分野就職支援金

- ・ **他の業種で働いていた方等**が、介護職員初任者研修等を修了し、県内の介護施設・事業所に就職する際の費用の貸付を行います。（20万円以内 1回限り）

※ 参考図書等の購入、転居費用、勤務上必要な被服費、通勤用自転車購入費等

- ・ 県内の介護施設・事業所で、2年間継続して介護業務に従事した場合、返還が免除されます。

【問い合わせ】

和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班

☎ 073-435-5223



ホームページ

要件等詳しくは
ホームページで
ご確認ください

介護分野への就労促進②

和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金

- ・県内の介護サービス事業所等に、**新たに介護職員として就労した介護未経験者**が介護職員初任者研修を受講するために要した経費を補助します。（10万円以内）
- ・令和6年度 募集期間：令和6年6月27日（木）～令和7年3月14日（金）

【問い合わせ】

和歌山県 長寿社会課 振興班

☎ 073-441-2519



要件等詳しくは
ホームページで
ご確認ください

ホームページ

貸付制度や補助金につきましては、
事業所内での周知にご協力をお願いします。

電子メールを活用した情報伝達のための

メールアドレス登録について

市から事業者の皆様への通知（お知らせ）や情報提供等の多くは、和歌山市ホームページへの掲載により行っています。特に、災害等の緊急時には市ホームページ上にのみ通知を掲示する場合があるので、緊急時等には市ホームページを確認してください。通知等の内容・性質によっては、郵送、FAX、電子メール等を利用することもあります。なお、電子メールの登録がまだの法人にあっては、次ページに記載を参考のうえ、手続きに沿って、メールアドレスを登録されるよう推奨します。

※ 市ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/index.html>

トップページ > 事業者 > 福祉 > 介護サービス事業者の方

電子メールを活用した情報伝達のための メールアドレス登録について

平素は、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、現在、メール登録されていない法人につきましては、郵送による情報提供を実施していますが、情報を一層迅速に貴事業所・施設へお伝えするために、電子メールの活用を促進しています。

つきましては、電子メールのアドレスを和歌山市指導監査課に登録されていない法人におかれましては、お手数ですが1に記載している登録方法により登録していただきますようご協力お願いいたします。

なお、電子メールによる情報伝達は、各法人に対し1配信のみとしますので、登録するメールアドレスも各法人当たり1つとします。

1 指導監査課への登録方法

- 送信先メールアドレス : shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp
- 件名 : メールアドレスの登録 (法人の名称)
- メール本文 : 法人の名称
: 法人の主たる事務所の所在地・電話番号・FAX番号

2 登録後について

登録した内容に変更が生じた場合は、メールにて本文に法人名及び変更の内容を記載し、登録内容の変更の旨がわかるような件名（例 メールアドレスの登録内容の変更（法人の名称））で送信をお願いします。

担当：和歌山市指導監査課
介護事業所指定班
TEL：073-435-1319
FAX：073-435-1320

管理職の コミュニケーション術

～職員が働き続けたいと思える組織を作るために～

Point！

- ▼ 職員が働き続けたいと思える組織を作るには？〈課題の見極め〉
- ▼ オンボーディング〈新任職員の丁寧な受け入れ〉
- ▼ 心理的安全性〈職場の関係性の向上〉
- ▼ キャリアパスと評価制度〈成長と意欲向上の働きかけ〉



講師：野沢 悠介 氏

〈株式会社 Blanket 取締役〉

～講師プロフィール～

立教大学コミュニティ福祉学部卒。介護事業会社で、採用担当・新卒採用チームリーダー・人財開発部長などを担当後、2017年より現職。介護・福祉領域で「いきいき働くことができる職場づくり」を進める。介護・福祉事業者の採用・人事支援コンサルティングや、介護・福祉事業者向け採用・人事関連の研修プログラムの企画・講師実績多数。令和二年度厚生労働省補助事業「介護のしごと魅力発信等事業（ターゲット別魅力情報発信事業（介護事業者向け）」にて、介護・福祉事業者の採用をアップデートするオンラインプログラム「KAIGO HR RECRUITING LABO.」を開発、講師を務める。

◆ 配信時間

令和7年5月15日（木）10時から
令和7年5月28日（水）17時まで

※配信期間中は24時間視聴可能ですが、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了してください。セミナーは90分程度です。

◆ 受講料

一般	3,100円/名（税込）
賛助会員	2,200円/名（税込）

お申込み・お問合せ先



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階
TEL:073-436-9160 FAX:073-436-9170

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、お申込みください～

- 【手順1】「受講を申込む」受講申込書に下記項目全てご記入(の上、FAXでお申込みください。
右記番号あてに本状をFAXしてください。(FAX 073-436-9170)
- 【手順2】「請求書(振込票付き)」を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。
- 【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。お振込をもって受講申込完了となります。
【注意事項】①ご視聴いただく方ごとにお申込みをお願いいたします。
②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。
③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。
④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。
⑤お振込みいただいた受講料は、開催決定の令和7年5月1日(開催日から起算して14日前)以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。
- 【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。
- 【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書	「管理職のコミュニケーション術」
配信期間	令和7年5月15日(木) 10時から 令和7年5月28日(水) 17時まで
受講料	一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※		賛助会員の確認欄 (該当項目に○)	
事業所名		会員 ・ 非会員	
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先 ※上記以外の場合 ご記入ください。	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び「上記手順「注意事項」に同意しますか。(同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆
●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆
●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くをお願いします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

令和7年度 全国共通 WEBセミナーのご案内 (介護職員向け)

都合に合わせて
受講できるから
いいね！



配信期間	テーマ（各回約90分）	講師
6/12(木)～ 6/25(水)	感染症と食中毒の対策強化	川口キングス・ガーデン 施設長 橋村あゆみ 氏
7/11(金)～ 7/24(木)	認知症の方に対しての介護技術(食事介 助・排泄介助) ～現場ですぐ役立つ心地よい介助～	老健ケアセンターゆうゆう 安藤祐介 氏
8/15(金)～ 8/28(木)	『災害時』の介護現場の対応 ～みんなの命をまもるために一人ひとりができること～	災害看護専門看護師 寺田英子 氏
9/19(金)～ 10/2(木)	認知症の理解と認知症チームケア ～BPSDを正しく理解し、早期対応方法をチームとして 考えよう～	株式会社アポロ・サンズHD 介護事業本部 木本明恵 氏
10/15(水)～ 10/28(火)	口腔ケア ～死ぬまで嚥食べるためのケア～	ふれあい歯科ごとう 代表 五島朋幸 氏
11/13(木)～ 11/26(水)	虐待防止と身体拘束の防止 ～問題改善のプロセスを明確にし対策しよう～	NPO法人ミニケアホームきみさんち 理事長 林田俊弘 氏
2026年 1/14(水)～ 1/27(火)	介護事故トラブルを防ぐポイント ～リスクが高まるタイミングをキャッチしよう～	ツツイグループ顧問兼コンプライア ンス室 室長 松川竜也 氏
2026年 3/11(水)～ 3/24(火)	重度化予防のためのポジショニング ～基本から実践まで～	特定非営利活動法人リハケアリン グネットワーク 理事長 香川寛 氏

一般 / 賛助	各テーマ(1本あたり)	お得な セット 8本セット ※ 受講料のお振込が 6/11 までに完了した方が対象
一般価格 (1名あたり)	3,100円 / 1名あたり(税込)	22,000円 / 1名あたり(税込) (一括のみ)
賛助会員価格 (1名あたり)	2,200円 / 1名あたり(税込)	15,000円 / 1名あたり(税込) (一括のみ)



- ・ 配信時間(各回共) 配信開始日10時から 配信終了日17時まで
- ・ 配信期間中は、24時間視聴可能です。ただし、終了日は17時をもって配信終了となるため、17時までに完了できるようご視聴ください。セミナーは90分程度です。



公益財団法人介護労働安定センター和歌山支部

TEL:073-436-9160 FAX:073-436-9170
https://www.kaigo-center.or.jp/

申込書は裏面です。
禁止事項・注意事項
をご確認ください。

<受講をご希望の皆さまへ> 下記禁止事項、お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> お申込みの際は必ずご確認ください、ご同意をお願いします

- ◆禁止事項◆
- 本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。
- ◆注意事項◆
- Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
 - 受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
 - Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
 - 当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等で連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は、当センターにて負担いたします。

- 【手順1】「受講を申込む」ホームページからもしくは受講申込書に下記項目全てご記入(入力)の上、FAXでお申込みください。
右記番号あてに本状をFAXしてください。(FAX 073-436-9170)
- 【手順2】「請求書(振込票付き)」を郵送でお送りいたします。
- 【注意事項】 開始日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。
- 【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。
- 【注意事項】 ①ご視聴いただく方ごとにお申込みをお願いいたします。
②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。
③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。
④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。
⑤受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。
※単品の場合は、各テーマ開始日から起算して14日前以降は原則として返金いたしませんので、予めご了承ください。
※セットの場合は、5月28日(水)までにご連絡ください。5月29日(木)以降は全額返金、一部返金、途中返金、未視聴分返金等は承れません。
- 【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。
- 【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※			賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名			会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先※ 上記以外の場合 ご記入ください	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び手順「注意事項」に同意しますか。(同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習 広告送信の承諾に ついて】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 承諾しない		

受講を希望される講習の申込欄に○を付けてください。(複数可) ※配信期間等は表面をご確認ください。			
申込	テーマ	申込	テーマ
	感染症と食中毒の対策強化		口腔ケア
	認知症の方に対する介護技術		虐待防止と身体拘束の防止
	災害時の介護現場の対応		介護事故トラブルを防ぐポイント
	認知症の理解と認知症チームケア		重度化予防のためのポジショニング
	上記8本セット		

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。
※お問合せ先等は、本案内の表面をご確認ください。

感染症と食中毒の対策強化

～介護現場の感染対策～

なぜそうするの？エビデンスを理解しよう！

- 感染の3要素
- 皮膚・その他の感染症
- 標準感染予防策
- 食中毒
- 高齢者に多い感染症
- ガウンテクニック(動画)



◎配信期間

令和 7年 6月 12日(木) 10時から

令和 7年 6月 25日(水) 17時まで

※配信期間中は24時間視聴可能ですが、最終日は17時をもって配信終了となるため17時までに視聴を完了してください。セミナーは90分程度です。

◎受講料 (1名あたり)

一 般 3,100円(税込)

賛助会員 2,200円(税込)

◎講師

橋村あゆみ 氏

社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉
特別養護老人ホーム川口キングス・ガーデン施設長

名古屋第二赤十字病院に看護師として勤務後、平和学院衛生福祉専門学校にて介護福祉士の教育に携わる。2002年よりケアマネジャーとして居宅支援事業所勤務。2007年より川口キングス・ガーデンの立ち上げから関わり、施設看護師の勤務を経て現在施設長。
当センター発刊図書「緊急時の介護 ～とっさの症例判断・対応マニュアル～」著者



お申込み
お問合せ

(公財)介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階
TEL:073-436-9160 FAX:073-436-9170

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/wakayama/index.html>

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください～

【手順1】「受講を申込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。

右記番号あてに本状をFAXしてください。（FAX 073-436-9170）

【手順2】「請求書（振込票付き）」を郵送でお送りいたします。

【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。お振込をもって受講申込完了となります。

【注意事項】①振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。

②振込の控え（銀行の振込票等）をもって領収書に代えさせていただきます。

③『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。お振込後受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。

④お振込みいただいた受講料は、開催決定（令和7年5月29日）以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

※当センターの都合で開催を中止する場合は、電話等でご本人にご連絡の上、お振込み金額を返金いたします。

（この場合の振込 手数料は当センターが負担します）

【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

受講申込書 「感染症と食中毒の対策強化」

配信期間 令和7年6月12日(木)10時から令和7年6月25日(水)17時まで
受講料(1名あたり) 一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※		賛助会員の確認欄 (該当項目に○)	
事業所名		会員 ・ 非会員	
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので必ずご記入ください。		
請求書宛先※ 上記以外の場合ご記入ください	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び「留意事項」に同意しますか。 (同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認ください、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆

●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆

●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

令和7年度

全国共通WEBセミナー(動画配信) ③

認知症の方に対しての介護技術 「食事介助・排泄介助」

～現場ですぐ役立つ心地よい介助～

介護職のプロとしての考えを身につけよう!!



認知症ケアでは、その人そのものを尊重し、症状だけでなく生活全般をサポートする全体的なケアが求められます。認知症の方に対する食事介助テクニック、排泄介助テクニックをご提案いたします。

※令和5年度に配信しました「認知症の方への介護技術」をあわせて視聴いただくと、介護現場で必要となる介護技術がさらに理解しやすくなります。

ポイント

- あらゆる利用者に生かせる食事前の座り直し介助
- 食事摂取が進む！マネしたくなるスプーンテクニック
- 全介助者を作らないOTお勧めの食事介助
- お互い楽に動ける車イス～便器間の移乗介助
- 横漏れが格段に減る！尿取りパッドのベストな当て方

講師:

安藤祐介 氏

介護老人保健施設 ケアセンターゆうゆう
認知症フロア専属作業療法士、シンプルラーニングベーシック教師、認定心理カウンセラー

老健で現役作業療法士として働く傍ら、「あなたの介護応援しています！」をテーマにSNSで主に施設で働かれています。介護職の方に介護技術を積極的に情報発信。動きの学習に関する「シンプルラーニングベーシック教師」の専門資格を修得し、静岡県を中心に楽な動きのレッスンを開催している。

配信期間

令和7年7月11日(金)10:00から
令和7年7月24日(木)17:00まで

受講料

一般3,100円(税込) 賛助会2,200円(税込)

※配信期間中は、24時間視聴可能です。ただし、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了できるようご視聴ください。セミナーは90分程度です。

お申込み・お問合せ先



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階
TEL:073-436-9160 FAX:073-436-9170

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください～

【手順1】「受講を申し込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。

右記番号あてに本状をFAXしてください。（FAX 073-436-9170）

【手順2】「請求書（振込票付き）」を郵送でお送りいたします。

【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。

【注意事項】 ①ご視聴いただく方ごとにお申し込みをお願いいたします。

②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。

③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。

④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。

⑤お振込みいただいた受講料は、開催決定の6月27日(金)（開催日から起算して14日前）以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書 認知症の方のための介護技術「食事介助・排泄介助」

配信期間 令和7年7月11日(金) 10時～令和7年7月24日(木) 17時まで

受講料 一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※		賛助会員の確認欄 (該当項目に○)	
事業所名		会員 ・ 非会員	
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先 ※上記以外の場合ご記入ください	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び上記手順「注意事項」に同意しますか。 (同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

＜Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項＞ ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆

●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆

●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。

●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。

●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。

●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

災害時の介護現場の対応

みんなの**命**を守るために一人ひとりができること

- ① 災害とはなにか、起こりやすい健康問題、災害関連死など基本的な知識
- ② 災害への備え、BCP、安全管理
- ③ 災害発生 of 初動対応と中長期的な対応 等

配信期間

令和7年8月15日(金)10時から

令和7年8月28日(木)17時まで

※配信期間中は、24時間視聴可能です。ただし、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了してください。セミナーは90分程度です。

受講料

(1名あたり)

一般 3,100円(税込)

賛助会員 2,200円(税込)

講師

寺田英子(てらだひでこ)氏

災害看護専門看護師、防災士

看護師免許取得後、病院勤務を経て、日本赤十字広島看護大学大学院修士課程災害看護専門看護師コース修了。東日本大震災や能登半島地震等、多くの災害現場にて支援を行っている。



【お申込み・お問い合わせ】

公益財団法人介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階

TEL:073-436-9160 FAX:073-436-9170

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/wakayama/index.html>

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください～

【手順1】「受講を申込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。
右記番号あてに本状をFAXしてください。(FAX 073-436-9170)

【手順2】「請求書(振込票付き)」を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。お振込をもって受講申込完了となります。
【注意事項】①ご視聴いただく方ごとにお申し込みをお願いいたします。
②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。
③振込の控え(銀行の振込票等)をもって領収書に代えさせていただきます。
④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。お振込後受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。
⑤お振込みいただいた受講料は、開催決定(令和7年8月1日)以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。
※当センターの都合で開催を中止する場合は、電話等でご本人にご連絡の上、お振込み金額を返金いたします。(この場合の振込手数料は当センターが負担します)

【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに、視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

受講申込書「災害時の介護現場の対応」

配信期間

令和7年8月15日(金)10時 から 令和7年8月28日(木)17時まで

受講料(1名あたり)

一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。
法人名※		賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名		会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので必ずご記入ください。	
請求書宛先※ 上記以外の場合ご記入ください	〒	TEL FAX
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び「留意事項」に同意しますか。 (同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)	☐ 同意する
【有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない	

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆
●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆
●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

令和7年度

全国共通WEBセミナー(動画配信) ⑥

認知症の理解とチームケア

～BPSDを正しく理解し、早期対応方法を
チームとして考えよう～

介護職のプロと
しての考えを身
につけよう!!



認知症チームケアは、認知症患者に対して多職種が協力して対応することを目的としています。BPSDを予防・軽減するケアの基本的考え方を理解し、チームで実践できる体制、対応を学びましょう。

※ 認知症チームケア推進研修ではありません。

ポイント

- 原因疾患別の症状の特徴を理解しよう
- BPSDは伝えられない心の声かも
- 認知症ケアは、相手を理解することからはじまる
- 暮らしの不自由さを支えるチームケア

講師:

木本 明恵 氏 株式会社アポロ・サンズHD 看護部部長

看護師、介護支援専門員、認知症ケア上級専門士、老年学修士修了

病院勤務後、訪問看護ステーションにて勤務を経て、2006年、スウェーデンにて認知症ケアを学び、シルヴィアホーム認定インストラクターの資格を取得。現在は株式会社アポロ・サンズHD介護事業本部にて介護指導等に従事している。

配信期間

令和7年9月19日(金)10:00から
令和7年10月2日(木)17:00まで

受講料

一般 3,100円(税込) 賛助会 2,200円(税込)

※配信期間中は、24時間視聴可能です。ただし、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了できるようご視聴ください。セミナーは90分程度です。

お申込み・お問合せ先



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階

TEL:073-436-9160

FAX:073-436-9170

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください～

【手順1】「受講を申し込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。
右記番号あてに本状をFAXしてください。（FAX 073-436-9170）

【手順2】「請求書（振込票付き）」を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。
【注意事項】

①ご視聴いただく方ごとにお申し込みをお願いいたします。

②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。

③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。

④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。

⑤お振込みいただいた受講料は、開催決定の9月5日(金)（開催日から起算して14日前）以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書「認知症の理解とチームケア」

配信期間 令和7年9月19日(金) 10時 ～ 令和7年10月2日(木) 17時まで

受講料 一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※		賛助会員の確認欄 (該当項目に○)	
事業所名		会員 ・ 非会員	
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先 ※上記以外の場合ご記入ください	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び上記手順「注意事項」に同意しますか。 (同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆
●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆
●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

令和7年度

全国共通WEBセミナー(動画配信) ⑦

「口腔ケア」

～死ぬまで嚙んで食べるためのケア～

介護職のプロとしての考えを身につけよう!!



高齢者にとっての口腔ケアは口の中の細菌や汚れを除くことだけでなく、口の機能を維持・向上させるという目的があります。口腔ケアは、誤嚥性肺炎の予防など、全身の健康維持にもつながります。口腔ケアの目的と効果、手順や方法について解説いたします。

ポイント

- 口腔ケアの3つの意義
- 誤嚥性肺炎予防の真実
- 細菌除去か？機能向上か？
- 最高の口腔ケアとは

講師

五島 朋幸 氏

ふれあい歯科ごとう代表 歯科医師
日本歯科大学附属病院 口腔リハビリテーション科臨床准教授

1991年日本歯科大学歯学部卒。1997年訪問歯科診療に取り組み始める。『最期まで口から食べられる街 新宿』にするべく、新宿食支援研究会を立ち上げ代表を務める。さらに『最期まで口から食べられる国、日本』を創るべく2017年株式会社WinWinを設立し、その代表に就任。また、ラジオ番組「ドクターごとうの熱血訪問クリニック」(全国15局で放送)等パーソナリティー。「死ぬまで嚙んで食べる 誤嚥性肺炎を防ぐ12の鉄則」(光文社新書)等著書多数。

配信期間

令和7年10月15日(水)10:00から
令和7年10月28日(火)17:00まで

受講料
(1名あたり)

一般3,100円(税込) 賛助会員2,200円(税込)

※配信期間中は、24時間視聴可能です。ただし、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了できるようご視聴ください。セミナーは90分程度です。

お申込み・お問合せ先



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階
TEL:073-436-9160 FAX:073-436-9170
<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/wakayama/index.html>

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください～

【手順1】「受講を申込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。

右記番号あてに本状をFAXしてください。（FAX 073-436-9170）

【手順2】「請求書（振込票付き）」を郵送でお送りいたします。

【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。

【注意事項】 ①ご視聴いただく方ごとにお申し込みをお願いいたします。

②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。

③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。

④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。

⑤お振込みいただいた受講料は、開催決定の10月1日(水)（開催日から起算して14日前）以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書「口腔ケア」

配信期間 令和7年10月15日(水) 10時 ～ 令和7年10月28日(火) 17時まで

受講料(1名あたり) 一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※			賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名			会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先 ※上記以外の場合ご記入ください	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び上記手順「注意事項」に同意しますか。 (同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆

●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆

●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。

●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。

●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。

●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

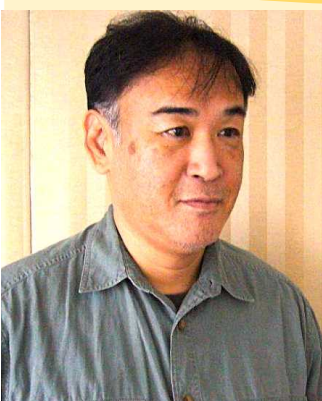
令和7年度

全国共通WEBセミナー(動画配信) ⑧

虐待防止と身体拘束防止

～問題改善のプロセスを明確にし対策しよう～

介護職のプロとしての考えを身につけよう!!



介護施設における虐待は、年々増加傾向にあります。利用者への虐待を防ぐためにも、どのような行為が虐待とみなされるのか、虐待を起こさない環境をどのように整えていくか、職員間の対話をいかにとるべきか解説いたします。

○ポイント

- 虐待が起きる背景
- 虐待行為の考え方
- 虐待の実際
- 虐待を防ぐためには

講師:

林田 俊弘 氏

NPO法人ミニケアホームきみさんち理事長
東京都地域密着型協議会副代表

1968年、福岡県生まれ。銀行を退職後、デイサービスや特別養護老人ホームなどの介護職を経て、1999年、グループホーム「ミニケアホームきみさんち」を開設。現在、都内で計6か所のグループホームを運営する。著書「鼻めがねという暴力～どうすれば認知症の人への虐待を止められるか～」(株式会社harunosora)等。

配信期間

令和7年11月13日(木)10:00から
令和7年11月26日(水)17:00まで

受講料

一般3,100円(税込) 賛助会2,200円(税込)

※配信期間中は、24時間視聴可能です。ただし、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了できるようご視聴ください。セミナーは90分程度です。

お申込み・お問合せ先



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階
TEL:073-436-9160
FAX:073-436-9170

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください～

【手順1】「受講を申し込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。
右記番号あてに本状をFAXしてください。（FAX 073-436-9170）

【手順2】「請求書（振込票付き）」を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。
【注意事項】

①ご視聴いただく方ごとにお申し込みをお願いいたします。

②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。

③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。

④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。

⑤お振込みいただいた受講料は、開催決定の10月30日(木)（開催日から起算して14日前）以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

【手順5】「視聴用URL記載メール」を受け取る。セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書「虐待防止と身体拘束防止」

配信期間 令和7年11月13日(木) 10時～令和7年11月26日(水) 17時まで

受講料 一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※			賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名			会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先 ※上記以外の場合ご記入ください	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び上記手順「注意事項」に同意しますか。 (同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆
●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆
●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

現場のニーズに合った 介護ロボットの見つけ方

～課題可視化方法から介護ロボットごとに満たせるニーズを徹底解説～

Point！

- ▼ 介護ロボット等の導入による業務改善が必要な背景
- ▼ 介護ロボットの主な分類・メリット
- ▼ 現場の課題可視化の具体的な方法、及びその事例
- ▼ 各課題に沿った、適切な介護ロボットの選定方法



講師：那須 智樹 氏

〈株式会社GiverLink 執行役員〉

～講師プロフィール～

東京大学大学院を卒業後、NTTデータ経営研究所などを経て、2022年4月より株式会社Giver Linkに副社長として参画。「介護のコミミ」で対応した累計3,500件程のICT導入相談事例を元にして、介護事業所向けのセミナー等での情報発信を行っている。直近では、秋田県、高知県、等の計5つの県にて、生産性向上に関する研修会・オンライン相談・伴走支援を実施し、業務改善につながる情報発信・支援活動を行っている。

◆ 配信時間

令和7年12月11日（木） 10時から
令和7年12月24日（水） 17時まで

※配信期間中は24時間視聴可能ですが、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了してください。セミナーは90分程度です。

◆ 受講料

一般	3,100円/名（税込）
賛助会員	2,200円/名（税込）

お申込み・お問合せ先



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階
TEL:073-436-9160 FAX:073-436-9170

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、お申込みください～

- 【手順1】「受講を申込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。
右記番号あてに本状をFAXしてください。（FAX 073-436-9170）
- 【手順2】「請求書（振込票付き）」を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。
- 【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。お振込をもって受講申込完了となります。
【注意事項】①ご視聴いただく方ごとにお申込みをお願いいたします。
②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。
③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。
④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。
⑤お振込みいただいた受講料は、開催決定の令和7年11月27日（木）（開催日から起算して14日前）以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。
- 【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。
- 【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書	「現場のニーズに合った介護ロボットの見つけ方」
配信期間	令和7年12月11日（木）10時から 令和7年12月24日（水）17時まで
受講料	一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※			賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名			会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先 ※上記以外の場合 ご記入ください。	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び「上記手順「注意事項」」に同意しますか。（同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。）		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

＜Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項＞ ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆
●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆
●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

介護事故トラブルを 防ぐポイント

リスクが高まるタイミングをキャッチしよう

- ✓ 介護事故の現状
- ✓ 介護事故の背景・要因
- ✓ 介護事故で問われる安全配慮義務違反とは
- ✓ 介護事故の対応のポイント
- ✓ 介護事故を未然に防ぐには



配信期間

令和 8年 1月 14日(水) 10時から

令和 8年 1月 27日(火) 17時まで

※配信期間中は、24時間視聴可能ですが、最終日は17時をもって 配信終了となるため、17時までに視聴を完了してください。セミナーは90分程度です。

受講料 (1名あたり)

一 般 3,100円(税込)
賛助会員 2,200円(税込)

講 師

松川竜也 氏

ツツイグループ顧問 兼 コンプライアンス室室長

神奈川県内の複数の社会福祉法人の設立に介護・相談職として関わり、その後、居宅介護支援業務に従事。制度改正に伴い、地域包括支援センターにてセンター長として業務を行いながら、法人本部長として、社会福祉法人の運営・経営も担いながら、厚生労働省における委員なども担う。また、青森市高齢者支援課課長級副参事兼青森市基幹型地域包括支援センター所長としての業務経験も持ち、一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会理事(その後副理事長)として、職能団体の活動も20年以上行う。

現在は、神奈川県地域包括ケアシステム統括アドバイザーとして、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みや、予防・日常生活支援総合事業の体制整備、ケアプラン点検、運営指導、医療介護連携等の取り組みを行うだけでなく、市町村支援アドバイザー業務も行い、沖縄県、大分県、静岡県、高知県等においても、同様にアドバイザーとして支援を担う。



お申込み
お問合せ

(公財)介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階

TEL:073-436-9160 FAX:073-436-9170

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/wakayama/index.html>

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください～

【手順1】「受講を申込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。

右記番号あてに本状をFAXしてください。(FAX 073-436-9170)

【手順2】「請求書(振込票付き)」を郵送でお送りいたします。

【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。お振込をもって受講申込完了となります。

【注意事項】①振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。

②振込の控え(銀行の振込票等)をもって領収書に代えさせていただきます。

③『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。お振込後受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。

なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。

④お振込みいただいた受講料は、開催決定(令和7年12月31日)以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

※当センターの都合で開催を中止する場合は、電話等でご本人にご連絡の上、お振込み金額を返金いたします。

(この場合の振込手数料は当センターが負担します)

【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

受講申込書「介護事故トラブルを防ぐポイント」

配信期間 令和8年1月14日(水)10時から令和8年1月27日(火)17時まで

受講料(1名あたり) 一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※			賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名			会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので必ずご記入ください。		
請求書宛先※ 上記以外の場合 ご記入ください	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び「留意事項」に同意しますか。 (同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆

●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆

●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。

●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。

●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。

●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

外国人介護従事者の採用に必要なステップとは？

～採用・定着のコツをおさえて“外国人材も不足する未来”に備える～

Point！

- ▼ 外国人材採用の市況感（前段の知識）
- ▼ 外国人材採用のポイント・具体的施策（効果的な求人票の作成・面接対策）
- ▼ 外国人材の定着のポイント・具体的施策（受入れに向けた準備、異文化理解、内定者面談）
- ▼ 事例
- ▼ 具体的な流れとスケジュール



講師：多田 盛弘 氏

〈PERSOL Global Workforce 株式会社 代表取締役社長〉

～講師プロフィール～

政府開発援助の事業を中心に、過去 20 年間 30 か国以上で、コンサルタントとして産業開発、人材育成、保健医療、教育など多様な分野での事業実施経験をもち、2018 年は外務省の政府開発援助に関する有識者懇談会の委員を務めた。国内では経済産業省の日本企業の新興国市場開拓補助事業や農林水産省の地方創生事業、厚生労働省「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」の実施責任者を担う。「令和 5 年度 厚生労働省 海外からの介護人材の戦略的受入れのための有識者意見交換会」の有識者委員も務め、外国人材採用の領域において幅広い知見と経験を有する。

◆ 配信時間

令和 8 年 2 月 1 2 日（木） 1 0 時から
令和 8 年 2 月 2 5 日（水） 1 7 時まで

※配信期間中は24時間視聴可能ですが、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了してください。セミナーは90分程度です。

◆ 受講料

一般 3,100円/名（税込）
賛助会員 2,200円/名（税込）

お申込み・お問合せ先



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階
TEL:073-436-9160 FAX:073-436-9170

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、お申込みください～

- 【手順1】「受講を申込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。
右記番号あてに本状をFAXしてください。（FAX 073-436-9170）
- 【手順2】「請求書（振込票付き）」を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。
- 【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。お振込をもって受講申込完了となります。
【注意事項】①ご視聴いただく方ごとにお申込みをお願いいたします。
②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。
③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。
④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。
⑤お振込みいただいた受講料は、開催決定の令和8年1月29日（木）（開催日から起算して14日前）以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。
- 【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。
- 【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書	「外国人介護従事者の採用に必要なステップとは？」
配信期間	令和8年2月12日(木)10時から 令和8年2月25日(水)17時まで
受講料	一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※			賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名			会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先 ※上記以外の場合 ご記入ください。	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び「上記手順「注意事項」」に同意しますか。（同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。）		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

＜Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項＞ ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆
●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。 ●本WebセミナーのSNS上への掲載。 ●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。 ●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆
●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

重度化予防のための ポジショニング

～基本から実践まで～

介護職のプロとしての考えを身につけよう!!



“やさしい医療・介護の現場のために。”

医療・介護の現場における「重度化」という課題。重度化予防のためのケアの普及、人財育成により、ケアを受ける人も、する人も、笑顔で過ごせる未来を目指しましょう。

○ポイント

- 現場で引き起こされている重度化とは
- 重度化を予防するためのケアとは
- ポジショニングの基本
- 実践と結果

講師:

香川 寛 氏

特定非営利活動法人 リハケアリングネットワーク 理事長

2002年高知リハビリテーション学院作業療法学科を卒業。病院や訪問看護ステーション、老健、特養に従事後、2012年内閣府の派遣事業を経て、2013年特定非営利活動法人リハケアリングネットワークを設立。訪問看護ステーションや看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護などを運営しながら、特養などでの重度化予防のためのコンサルティングを行う。2022年一般社団法人日本重度化予防ケア推進協会理事長に就任。重度化予防ケアPractitioner（実践者）など、全国各地での養成研修と現場のコンサルティングを行う。

配信期間

令和8年3月 11日(水)10:00から
令和8年3月 24日(火)17:00まで

受講料

一般3,100円(税込) 賛助会2,200円(税込)

※配信期間中は、24時間視聴可能です。ただし、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了できるようご視聴ください。セミナーは90分程度です。

お申込み・お問合せ先



公益財団法人 介護労働安定センター わかやま支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター 3階
TEL:073-436-9160
FAX:073-436-9170

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください～

【手順1】「受講を申し込む」受講申込書に下記項目全てご記入(入力)の上、FAXでお申込みください。

右記番号あてに本状をFAXしてください。(FAX 073-436-9170)

【手順2】「請求書(振込票付き)」を郵送でお送りいたします。

【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。

【注意事項】 ①ご視聴いただく方ごとにお申し込みをお願いいたします。

②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。

③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。

④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。

⑤お振込みいただいた受講料は、開催決定の2月25日(水)(開催日から起算して14日前)以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書 重度化予防のための「ポジショニング」

配信期間 令和8年3月11日(水) 10時～令和8年3月24日(火) 17時まで

受講料 一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※			賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名			会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先 ※上記以外の場合ご記入ください	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び上記手順「注意事項」に同意しますか。 (同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆

●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆

●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。

●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。

●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。

●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

組織で備える介護の カスタマーハラスメント

～事業所・職員を守るために求められる対応とは？～

チャプター 1

- ① ハラスメントにおける社会背景
- ② カスタマーハラスメントとは？

チャプター 2

- ③ カスタマーハラスメントへの対応
- ④ クレームの種類とその対応

チャプター 3

- ⑤ 違法行為とその対応
- ⑥ 防止法や運営基準

チャプター 4

- ⑦ 体制構造と取り組み

チャプター 5

- ⑧ カスタマーハラスメント事例

約18分×5コマのセミナーなので
業務の合間でもご覧いただけます！

講師：柳沼亮一氏

〈社会福祉法人三幸福社会 企画開発部・営業広報部部長〉

～講師プロフィール～

デイサービス：主任、ショートステイフロアー：主任、介護付きホーム・特養ケアマネを経験し、介護付きホーム立ち上げで施設長を経験後、特養養護老人ホーム：施設長、デイサービスセンター：センター長を兼務。施設運営の傍ら介護福祉科の講師として教育にも携わる。

令和4年より、法人企画開発部・営業広報部：部長職を務め令和5年より三幸福社会介護DXコンサルティングチームを立ち上げ、現在職員定着研修の開発・介護業務における生産性向上のためのシステム開発を各分野の企業と連携し行っている。また、北海道・山形・長野・福島・秋田・香川・岡山・東京・静岡の9都道府県で、介護ロボットの導入に関する講演を行っている。また、介護現場の生産性向上のアドバイス等も行っている。

◆配信時間

令和7年5月15日（木）10：00から
令和8年3月24日（火）17：00まで

◆受講料

一般 3,100円/名（税込）
賛助会員 2,200円/名（税込）

※ 配信期間中もお申込み可能です。

お申込み・お問合せ先



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター 3階
TEL:073-436-9160 FAX:073-436-9170

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、お申込みください～

- 【手順1】「受講を申込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。
右記番号あてに本状をFAXしてください。（FAX 073-436-9170）
- 【手順2】「請求書（振込票付き）」を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。
- 【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。お振込をもって受講申込完了となります。
【注意事項】①ご視聴いただく方ごとにお申込みをお願いいたします。
②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。
③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。
④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。
⑤お振込みいただいた受講料は、令和7年5月1日(水)（開催日から起算して14日前）以降は、原則として返金いたしませんので
予めご了承ください。（配信開始後にお申込みいただいた場合も、受講料お振込み後は返金いたしません。）
- 【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。
- 【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書「組織で備える介護のカスタマーハラスメント」
配信期間 令和7年5月15日(木)10時から
令和8年3月24日(火)17時まで
受講料 一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※			賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名			会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先 ※上記以外の場合 ご記入ください。	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び「上記手順「注意事項」」に同意しますか。（同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。）		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

- ◆禁止事項◆
●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。
- ◆注意事項◆
●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

私たちは、介護のフコを応援します！

動画配信 期間中24時間視聴可

令和7年度

「全国共通Webセミナー」のご案内



New

受講料(1名当たり) (次の表の1から12が対象です。) 配信時間 配信開始日10時～配信終了日17時

A.セット価格 ①管理者向けNo.1、5、9、11が対象(受講料のお振込みが5/14までに完了した方が対象)
一般11,000円(税込) 賛助会員 7,500円(税込)

②職員向けNo.2、3、4、6、7、8、10、12が対象(受講料のお振込みが6/11までに完了した方が対象)
一般22,000円(税込) 賛助会員15,000円(税込)

B.各回価格 一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)

早期お申込み
していただきま
すとお得です!!

No.	配信期間(各回90分)	テーマ・講師	
1	2025年 5/15(木)～5/28(水)	管理職のコミュニケーション術	株式会社Blanket 取締役 野沢悠介氏
2	6/12(木)～6/25(水)	感染症と食中毒の対策強化	川口キングス・ガーデン 施設長 橋村あゆみ氏
3	7/11(金)～7/24(木)	認知症の方に対する介護技術(食事介助・排泄介助) ～現場ですぐ役立つ心地よい介助～	老健ケアセンターゆうゆう 安藤 祐介氏
4	8/15(金)～8/28(木)	『災害時』の介護現場の対応 ～みんなの命をまもるために一人ひとりができること～	災害看護専門看護師 寺田英子氏
5	9/11(木)～9/24(水)	円滑な多職種連携を行うための体制づくり	株式会社ねこの手 代表取締役 伊藤亜記氏
6	9/19(金)～10/2(木)	認知症の理解と認知症チームケア ～BPSDを正しく理解し、早期対応方法をチームとして考えよう～	株式会社アポロ・サンズHD 看護部 部長 木本明恵氏
7	10/15(水)～10/28(火)	口腔ケア	ふれあい歯科ごとう 代表 五島朋幸氏
8	11/13(木)～11/26(水)	虐待防止と身体拘束の防止 ～問題改善のプロセスを明確にし対策しよう～	NPO法人ミニケアホームきみさんち 理事長 林田俊弘氏
9	12/11(木)～12/24(水)	現場のニーズに合った介護ロボットの見つけ方	株式会社Giver Link 執行役員 那須智樹氏
10	2026年 1/14(水)～1/27(火)	介護事故トラブルを防ぐポイント ～リスクが高まるタイミングをキャッチしよう～	ツツイグループ 顧問兼コンプライア ンス室 室長 松川竜也氏
11	2/12(木)～2/25(水)	外国人介護従事者の採用に必要なステップとは？	PERSOL Global Workforce株式会社 代表取締役社長 多田盛弘氏
12	3/11(水)～3/24(火)	重度化予防のためのポジショニング ～基本から実践まで～	特定非営利活動法人リハケアリング ネットワーク 理事長 香川寛氏

ご好評につき

受講料 a 一般3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)
(1名当たり) b 一般7,000円(税込) 賛助会員 5,000円(税込) (bはセット価格のみ
となります)

	配信期間(各回90分)	テーマ・講師	※ 当セミナーは令和5、6年度に配信した動画の再配信となっており、同内容となります。
a	2025年 2026年 5/15(木)～ 3/24(火)	組織で備える介護のカスタマーハラスメント ～事業所・職員を守るために求められる対応とは？～	社会福祉法人三幸福社会 企画開発部・営業広報部部長 柳沼 亮一氏
b	このコース(a、b)につきま しては、上記期間中毎日 視聴可能です。	3テーマ1セットの商品 ①「プライバシー保護と法令遵守 ～守るべきこと、ご利用者への最適なサービスを提供するために～」 (R6配信) ②「認知症の方への介護技術 ～心地よい動きにつながる4つのポイント」(R5配信) ③「看取りケア 尊厳と生活支援」(R6配信)	①日本社会事業大学 社会福祉学部 准教授 永嶋昌樹氏 ②老健ケアセンターゆうゆう 安藤 祐介氏 ③株式会社アポロ・サンズ HD 看護部部長 木本明恵氏

お問合せ先
申込先



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

TEL:073-436-9160 FA X:073-436-9170 E-mail:wakayama@kaigo-center.or.jp

＜受講をご希望の皆さまへ＞ 下記禁止事項、お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> お申込みの際は必ずご確認ください、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆

- 本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。
- 本WebセミナーのSNS上への掲載。
- 本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。
- 本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆

- Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
- 受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
- Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くをお願いします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
- 当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

【手順1】「受講を申し込む」ホームページからもしくは受講申込書に下記項目全てご記入(入力)の上、FAXでお申込みください。
右記番号あてに本状をFAXしてください。(FAX 073-436-9170)

【手順2】「請求書(振込票付き)」を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。
【注意事項】 ①ご視聴いただく方ごとにお申し込みをお願いいたします。
②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。
③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。
④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。
⑤お振込みいただいた受講料は、開催日から起算して14日前以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。
※セット①の場合は4月30日(水) セット②の場合は5月28日(水) までにご連絡下さい。

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

【手順5】「視聴用URL記載メール」を受け取る。セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※			賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名			会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので必ずご記入ください。		
請求書宛先※ 上記以外の場合ご記入ください	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び手順「注意事項」に同意しますか。(同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習 広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 承諾しない		

受講を希望されるコースの「申込」欄に○を付けてください。(複数可)※配信期間等は表面をご確認ください。					
No.	申込	コース名	No.	申込	コース名
A1		セット①(No.1、5、9、11)	A2		セット②(No.2、3、4、6、7、8、10、12)
B1		管理職のコミュニケーション術	B2		感染症と食中毒の対策強化
B3		介護技術(食事介助・排泄介助)	B4		災害時の介護現場の対応
B5		多職種連携を行うための体制づくり	B6		認知症の理解と認知症チームケア
B7		口腔ケア	B8		虐待防止と身体拘束の防止
B9		現場のニーズに合った介護ロボットの見つけ方	B10		介護事故トラブルを防ぐポイント
B11		外国人介護従事者の採用に必要なステップとは？	B12		重度化予防のためのポジショニング
再配信a		組織で備える介護のカスタマ-ハラスメント	再配信b		プライバシー保護・介護技術・看取りケア

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。
※お問合せ先等は、本案内の表面をご確認ください。

動画配信

令和5,6年度再配信

3本セット

「全国共通WEBセミナー」

介護職のプロとしての考えを身につけよう!!

* お好きな時間にパソコンやスマートフォンから動画視聴可能です。

* 事業所内研修でご活用ください。

プライバシー保護 と法令遵守



90分

永嶋 昌樹 氏
日本社会事業大学
准教授

プライバシーとは何か、法令に則った個人情報の取り扱い方、介護現場で取り組むべきプライバシー保護などを解説していきます。

認知症の方への 介護技術



90分

安藤 祐介 氏
老健ケアセンターゆうゆう
認知症フロア専属作業療法士

認知症に対する理解を深め、介護にあたり、心地よい動きにつながるポイントを解説します。

* 令和7年度7月配信の「食事介助・排泄介助」と併せて視聴いただくと、より理解が深まります

看取りケア 尊厳と生活支援



90分

木本 明恵 氏
株式会社アポロサンズHD
看護部長

利用者の病気などの苦痛を和らげながら、自分らしく穏やかな最期を迎えることを支援するケアの基本を学びます。

配信期間： 令和7年5月15日(木) 10:00から
令和8年3月24日(火) 17:00まで

受講料： 一般 7,000円(税込)
賛助会員 5,000円(税込)

※ 配信期間中もお申込み可能です。

※ 受講料は3本セットで単品の価格ではありませんのでご了承下さい。

お申込み・お問合せ先



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階

TEL:073-436-9160

FAX:073-436-9170

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAXでお申込みください～

【手順1】「受講を申し込む」受講申込書に下記項目全てご記入の上、FAXでお申込みください。
右記番号あてに本状をFAXしてください。（FAX 073-436-9170）

【手順2】「請求書（振込票付き）」を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。
【注意事項】 ①ご視聴いただく方ごとにお申し込みをお願いいたします。
②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。
③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。
④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。
⑤お振込みいただいた受講料は、5月1日(水)（開催日から起算して14日前）以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。（配信開始後にお申込みいただいた場合も、受講料お振込み後は返金いたしません。）

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

【手順5】「視聴用URL記載メールを受け取る」セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書 「全国共通Webセミナー」(3本セット)
「プライバシー保護と法令遵守」「認知症の方への介護技術」「看取りケア 尊厳と生活支援」

配信期間 令和7年5月15日(木)～ 令和8年3月24日(火)

受講料 一般 7,000円(税込) 賛助会員 5,000円(税込)

申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。	
法人名※			賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名			会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。		
請求書宛先 ※上記以外の場合ご記入ください	〒	TEL FAX	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び上記手順「注意事項」に同意しますか。 (同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)		☐ 同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。 ☐ メール送信 ☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ 承諾しない		

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆
●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆
●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

令和7年度 介護セミナーのお知らせ

雇用管理関連 (日程について計画中のものもありますが随時確定していきます)

R7.2

★ 事業者支援セミナー

よりよい職場環境づくりのために、事業所ニーズに即したテーマによるセミナー (一部賛助会員無料)

	テ マ	日 時	場 所	様式	講 師	受講料	定 員
①	人事考課者訓練 (リーダー・管理者・事業主) ～人事考課制度を作っていく上でのポイントを学ぶ～ (模擬考課を取り入れた事例検討を行います)	9月12日(金) 13:30～16:30	和歌山市 プラザホープ	対面	中小企業診断士 社会保険労務士 濱田 智司 氏	一般 4,500円 賛助 3,600円	20
②	マネジメントセミナー I (詳細企画中) 管理者・リーダー及び中堅職員 対象	10月開催計画中	和歌山市 プラザホープ	対面	交渉中	一般 3,300円 賛助 無料	15
③	マネジメントセミナー II (詳細企画中) 管理者・リーダー及び中堅職員 対象	11月開催計画中	和歌山市 プラザホープ	対面			15
④	マネジメントセミナー III (詳細企画中) 管理者・リーダー及び中堅職員 対象	12月開催計画中	和歌山市 プラザホープ	対面			15
⑤	2025年度 小濱道博 介護事業経営セミナー	12月12日(金) 10:00～16:00	和歌山市 プラザホープ	対面	小濱介護経営事務所代表 小濱 道博 氏	一般 6,600円 賛助 4,800円	100
⑥	マネジメントセミナー IV (詳細企画中) 事業主・管理者・リーダー 対象	1月 開催計画中	和歌山市 プラザホープ	対面	交渉中	一般 3,300円 賛助 無料	15

★ 雇用管理に関する研修会

介護分野の事業所で人事労務を担当する方、雇用管理を学びたい方の講習 (無料)

	テ マ	日 時	場 所	様式	講 師	受講料	定 員
①	最低賃金の上昇における 介護事業所の賃金管理	6月10日(火) 13:30～16:30	田辺市 ビッグ・ユー	対面	中小企業診断士 社会保険労務士 濱田 智司 氏	無 料	15
②		6月18日(水) 13:30～16:30	和歌山市 プラザホープ				15
③	労務時間管理と ハラスメントについて学ぶ	7月10日(木) 13:30～16:30	田辺市 ビッグ・ユー	対面	特定社会保険労務士 亀井 園子 氏	無 料	15
④		7月11日(金) 13:30～16:30	和歌山市 プラザホープ				15

※ セミナーの詳細、お申込み方法等は、それぞれの「チラシ」をご覧ください。また当センター和歌山支部HPにも掲載しております。

★雇用管理講習 (計画中) 管理者研修

働きやすい、働きがいのある職場づくりに関する話を中心に学ぶ

	テ マ	日 時	場 所	様式	講 師	受講料	定 員
⑤	人事管理と就業規則	9月中旬予定	和歌山市 プラザホープ	対面	交渉中	無 料	30
⑥	管理者研修 テーマ未定	10月中旬予定	和歌山市 プラザホープ	対面	交渉中	無 料	30
⑦	管理者研修 テーマ未定	11月中旬予定	和歌山市 プラザホープ	対面	交渉中	無 料	30
⑧	管理者研修 テーマ未定	12月中旬予定	和歌山市 プラザホープ	対面	交渉中	無 料	30



(公財)介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター3階

Tel 073-436-9160 Fax 073-436-9170

<http://www.kaigo-center.or.jp/>

(HPでは、講習の紹介、新規開講情報だけでなく、様々な介護の情報が満載です。是非、ご覧ください)

介護における接遇研修



1. 講習内容

今、社会人の基本的マナーとしての接遇が求められています。
皆様の第一印象はお客様が抱く施設・事業所のイメージになります。

『社会人として、介護職員としての接遇マナー』

- ◆社会人として、介護職員としての心得 ◆電話のマナー
- ◆コミュニケーション ◆報告・連絡・相談 ◆クレーム対応 など

※介護職員としての基本的心得から、現場実践でのロールプレイも
交えて研修します。身につきます。 即戦力！ 即効力！

- 2. 講師 マナークライス代表 フリーアナウンサー 羽山 京子 氏
- 3. 日時 令和7年4月17日（木）（10:30～16:30）
- 4. 会場 プラザホープ（2階中会議室）和歌山市北出島1-5-47
- 5. 定員 20名
- 6. 受講料 4,500円（税込み） 【賛助会員価格 4,000円】

ふりがな付き
資料もご用意
しております

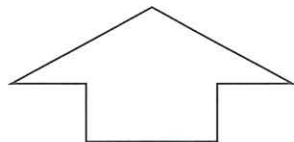
※裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
なお、FAX送信後、着信確認の電話をお願い致します（9:30～17:00）

（公財）介護労働安定センター 和歌山支部
〒640-8317 和歌山市北出島1-5-46
和歌山県労働センター3階

TEL 073-436-9160 / FAX 073-436-9170



FAX:073-436-9170



受講申込書 コース名：介護における接遇研修

(公財) 介護労働安定センター和歌山支部長 様
標記講習を受講したいので申込みいたします。

※受付番号

本コースは一般受講料での受講希望される方と賛助会員設定をしております。
お手数ですが下記に○印をご記入お願いします。なお、賛助会制度について詳細は当センターにお尋ねください。

会 員	会員番号:	
	会員法人名:	
会員番号・入会時の法人名をご記入ください。		
非会員	新規に入会を希望する	
	今回の受講時は入会しない	

※の欄は記入の必要ありません

実施支部名	介護労働安定センター和歌山支部		受講 NO.	※	※受付印
フリガナ					
氏 名					
生年月日	昭和 / 平成 年 月 日 (才)			性別	女 ・ 男
住 所	〒				
TEL	TEL () / FAX ()				
勤 務 先	勤務先名				
	所 在 地	〒			
	TEL/FAX メール	TEL () / FAX () []			
資格取得等 (該当するものに☑つけてください)	① 福祉・医療分野の経験年数 経験年数 () 年				
	② 介護・福祉・医療分野で取得している資格はありますか? ☐ 介護福祉士 ☐ 実務者研修 ☐ 介護職員基礎研修 ☐ 介護支援専門員 ☐ 初任者研修、訪問介護員 ☐ ガイドヘルパー ☐ 看護師・准看護師 ☐ その他 ()				
ご連絡先	どちらかに○をつけてください 自宅 ・ 勤務先			研修 ご担当者名	

◎録画・録音機器のご使用は、お断りさせていただいております。

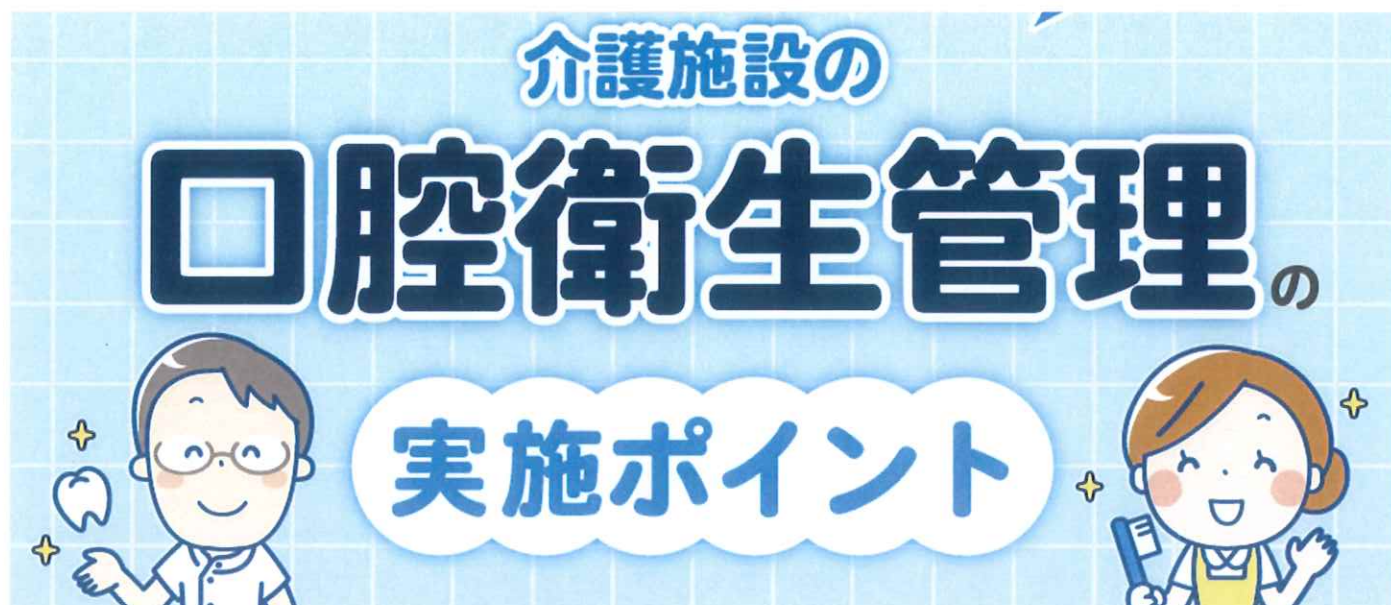
◎受講申込書へ記載されています個人情報(氏名、住所、電話番号等)は当該講座に関する通知等の送付及び講座実施に関する連絡、講座受講の際の本人確認、新規講座等のご案内の送付の範囲で利用させていただきます。

◎提供いただいた個人情報は、プライバシーポリシーに基づき、厳重に管理し、上記目的以外には使用いたしません。

◎上記につきまして不都合な点がございましたら、お手数ですが、支所担当者までお申し出ください。

【個人情報に関するお問合せ先】(公財) 介護労働安定センター和歌山支部 電話 073-436-9160

担当: 吉田



皆さんの施設では、令和 6 年 4 月から**義務化**された口腔衛生管理は進んでいますか？

高齢者の口腔の清潔を保つことは、歯の健康だけでなく健康的な生活を維持するためにとっても重要です。口腔衛生管理を適切に行うには歯科医師や歯科衛生士等の関係職種と連携を図ることにより、誤嚥性肺炎等の生命の危険リスクを招くことのないよう安全を守るサービスを提供するために、対応等学んでみませんか。

講 師 稲垣 厚子 氏 和歌山県歯科衛生士会

日 時 令和 7 年 5 月 2 1 日（水）13：30～16：30

場 所 プラザホープ 2 階会議室 和歌山市北出島 1-5-47

定 員 2 0 名（定員に満たない場合中止とさせていただきますので、ご了承ください）

受 講 料 4, 2 0 0 円【一般】 3, 3 0 0 円【賛助会員】

※ 裏面の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、FAX にてお申込みください。

※ FAX 送信後、着信確認をお願いいたします。（9：30～17：00）

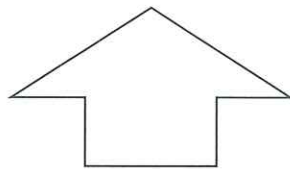
（公財）介護労働安定センター和歌山支部

〒640-8317 和歌山市北出島 1-5-46 和歌山県労働センター 3 階

TEL 073-436-9160 FAX 073-436-9170

FAX:073-436-9170

受講申込書



5/21

コース名：口腔衛生管理

(公財) 介護労働安定センター和歌山支部長 様
標記講習を受講したいので申込みいたします。

※受付番号

※の欄は記入の必要ありません

本コースは一般受講料での受講希望される方と賛助会員設定をしております。
お手数ですが下記に○印をご記入をお願いします。なお、賛助会制度について詳細は当センターにお尋ねください。

会 員	会員番号：
	会員法人名：
	会員番号・入会時の法人名をご記入ください。

※の欄は記入の必要ありません

実施支部名	介護労働安定センター和歌山支部		受講 NO.	※	※受付印
フリガナ					
氏 名					
住 所	〒				
TEL	TEL () / FAX ()				
勤 務 先	勤務先名				
	所 在 地	〒			
	TEL/FAX	TEL () / FAX ()			
資格取得等 (該当するものに☑つけてください)	① 福祉・医療分野の経験年数 経験年数 () 年				
	② 介護・福祉・医療分野で取得している資格はありますか？ ☐ 介護福祉士 ☐ 実務者研修 ☐ 介護職員基礎研修 ☐ 介護支援専門員 ☐ 初任者研修、訪問介護員 ☐ ガイドヘルパー ☐ 看護師・准看護師 ☐ その他 ()				
ご連絡先	どちらかに○をつけてください 自宅 ・ 勤務先		研修 ご担当者名		

◎録画・録音機器のご使用は、お断りさせていただいております。

◎受講申込書へ記載されています個人情報(氏名、住所、電話番号等)は当該講座に関する通知等の送付及び講座実施に関する連絡、講座受講の際の本人確認、新規講座等のご案内の送付の範囲で利用させていただきます。

◎提供いただいた個人情報は、プライバシーポリシーに基づき、厳重に管理し、上記目的以外には使用いたしません。

◎上記につきまして不都合な点がございましたら、お手数ですが、支所担当者までお申し出ください。

介護予防指導士が教える

福祉レクリエーション

- ① レクリエーションの本来の意味とは・・・
- ② レクリエーションの担当になったけど、実はきちんと学んだわけではないので、ちょっと心配・・・
自信を持って根拠のあるレクリエーションをしたい。
- ③ いつまでも元気でいてほしいから、私がきちんと学んでおかなくては！

という介護士のみなさん！この機会にレクリエーションを学びませんか。



◎講 師 薄波 高德 氏 介護福祉士・介護予防指導士

◎日 時 令和 7年 5月27日(火) 13:30～16:30

◎会 場 プラザホープ2階 和歌山市北出島 1-5-47

◎受 講 料 【一般】4,200円 【賛助会員】3,300円

◎定 員 30名 (定員に満たない場合中止とさせていただきますのでご了承ください。)

裏面の申込書に必要事項を記入のうえ、FAXにてお申し込みください。
FAX 送信後、着信確認のお電話をお願いいたします。(9:30～17:00)

(公財) 介護労働安定センター和歌山支部

〒640-8317 和歌山市北出島 1-5-46 和歌山県労働センター3階

TEL 073-436-9160 FAX 073-436-9170



受講申請書

5/17

コース名 福祉レクリエーション

(公財) 介護労働安定センター和歌山支部長 様
標記講習を受講したいので申込みいたします。

※受付番号

本コースは一般受講料での受講希望される方と賛助会員設定をしております。

お手数ですが、下記に○印をご記入お願いします。なお、賛助会制度については詳細を当センターにお尋ね下さい。

	会 員	会員番号： 会員法人名： 会員番号・入会時の法人名をご記入下さい。
--	-----	---

※の欄は記入の必要ありません

実施支部名	介護労働安定センター和歌山支部	受講 NO.	※	※受付印
フリガナ				
氏 名				
住 所	〒			
TEL	TEL () / FAX ()			
勤 務 先	勤務先名			
	所 在 地	〒		
	TEL/FAX	TEL () / FAX ()		
資格取得等 (該当するものに ☑つけてください)	① 福祉・医療分野の経験年数 経験年数 () 年			
	② 介護・福祉・医療分野で取得している資格はありますか？ ☐ 介護福祉士 ☐ 実務者研修 ☐ 介護職員基礎研修 ☐ 介護支援専門員 ☐ 初任者研修、訪問介護員 ☐ ガイドヘルパー ☐ 看護師・准看護師 ☐ その他 ()			
ご連絡先	どちらかに○をつけてください 自宅 ・ 勤務先		研修 ご担当者 名	

◎録画・録音機器のご使用は、お断りさせていただいております。

◎受講申込書へ記載されています個人情報(氏名、住所、電話番号等)は当該講座に関する通知等の送付及び講座実施に関する連絡、講座受講の際の本人確認、新規講座等のご案内の送付の範囲で利用させていただきます。

◎提供いただいた個人情報は、プライバシーポリシーに基づき、厳重に管理し、上記目的以外には使用いたしません。

◎上記につきまして不都合な点がございましたら、お手数ですが、支部担当者までお申し出ください。

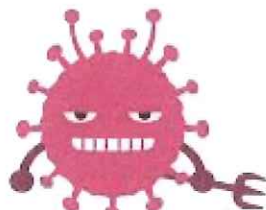
梅雨時におこりやすい

食中毒の知識及び予防法



そもそも食中毒ってなに？また食中毒になるのはなぜ？

原因菌を「つけない」「増やさない」「やっつける」原因ウイルスを
「増やさない」「つけない」「ひろげない」「持ち込まない」ためには、
どうすればいいの？



講 師 井内 たか子 氏

公益社団法人 和歌山県栄養士会

日 時 令和7年6月26日（木）

会 場 プラザホープ2階 和歌山市北出島 1-5-47

受 講 料 【一般】4,200 円 【賛助会員】3,300 円

定 員 20 名（定員に満たない場合中止とさせていただきますのでご了承ください。）

裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込みください。

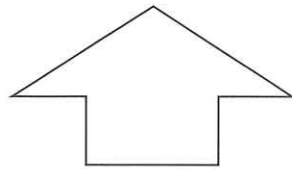
なお、FAX 送信後着信確認のお電話をお願いいたします。（平日 9：30～17：00）

（公財）介護労働安定センター和歌山支部

〒640-8317 和歌山市北出島 1-5-46 和歌山県労働センター 3 階

TEL 073-436-9160 FAX 073-436-9170

FAX:073-436-9170



受講申込書

6/26

コース名：食中毒の知識

(公財) 介護労働安定センター和歌山支部長 様
標記講習を受講したいので申込みいたします。

※受付番号

※の欄は記入の必要ありません

本コースは一般受講料での受講希望される方と賛助会員設定をしております。
お手数ですが下記に○印をご記入お願いします。なお、賛助会制度について詳細は当センターにお尋ねください。

会 員	会員番号：
	会員法人名：
	会員番号・入会時の法人名をご記入ください。

※の欄は記入の必要ありません

実施支部名	介護労働安定センター和歌山支部	受講 NO.	※	※受付印
フリガナ				
氏 名				
住 所	〒			
TEL	TEL () / FAX ()			
勤 務 先	勤務先名			
	所 在 地	〒		
	TEL/FAX	TEL () / FAX ()		
資格取得等 (該当するものに☑つけてください)	① 福祉・医療分野の経験年数 経験年数 () 年			
	② 介護・福祉・医療分野で取得している資格はありますか？ □介護福祉士 □実務者研修 □介護職員基礎研修 □介護支援専門員 □初任者研修、訪問介護員 □ガイドヘルパー □看護師・准看護師 □その他 ()			
ご連絡先	どちらかに○をつけてください 自宅 ・ 勤務先		研修 ご担当者名	

◎録画・録音機器のご使用は、お断りさせていただいております。

◎受講申込書へ記載されています個人情報(氏名、住所、電話番号等)は当該講座に関する通知等の送付及び講座実施に関する連絡、講座受講の際の本人確認、新規講座等のご案内の送付の範囲で利用させていただきます。

◎提供いただいた個人情報は、プライバシーポリシーに基づき、厳重に管理し、上記目的以外には使用いたしません。

◎上記につきまして不都合な点がございましたら、お手数ですが、支所担当者までお申し出ください。

レポート学習 e-ラーニング(WEB学習)
どちらか選べます! (受講料同額)

介護福祉士 実務者研修【通信制】

～スクーリング(通学)8日間～

介護福祉士取得に必要不可欠な研修です!

修了者の声

- 内容がとても充実していてすぐに職場で役立つことが多く、受講して本当によかった。
- 普段の介助で忘れがちな基礎を再認識できる研修だった。

プロによる
工夫がたくさん
効率よく学習できる

質問しやすい
雰囲気

令和8年1月からの
(第38回)国家試験に
間に合います!

実務者研修とは・・・平成28年度(平成29年1月実施)の介護福祉士国家試験から、受験資格として「実務経験3年」に加えて、実務者研修の修了が義務付けられています。

講習名称	実務者研修(医療的ケア通信)			定員	20名
各コースの 受講対象者 及び費用	次のコースのスクーリング(面接授業)に全て出席できる方。				
		コース種類	受講対象者	費用	
	①	320時間コース	介護職員初任者研修修了者	受講料	90,000円(税込)
			ホームヘルパー2級課程修了者	テキスト代	12,650円(税込)
	②	450時間コース	無資格の方(①の受講対象研修を修了されていない方)	受講料	110,000円(税込)
				テキスト代	12,650円(税込)
(使用テキスト)中央法規出版株式会社「介護福祉士実務者研修テキスト」第1巻～第5巻 ➤施設・事業所よりお申し込みの場合は、人材開発支援助成金の対象とすることが可能です。(★)※但し、対象条件あり					
講習期間	令和7年7月1日(火)～9月26日(金) スクーリング(通学)日は裏面に記載➡ スクーリング(通学)は、期間中の8日間です。働きながら受講可能な、毎月2～3日です。 450時間の修了日の日付は12月31になります。 ※スクーリング(通学)の初日は、7/16(水)です。(オリエンテーション等行います。)				
通信学習方法 ～選択できます～	レポート学習コース と e-ラーニング(WEB)学習コース の2つの方法です。 詳細は裏面へ➡ e-ラーニング(WEB)学習は、ご自身のスマートフォンやPCでオンラインにより学習するものです。				
会場	和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ) 和歌山県和歌山市北出島1-5-47 ※プラザホープの有料駐車場が満車の場合、ピックアップエールの有料駐車場をご利用ください。				
お申込み方法	「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、メールもしくはFAXで、お申込みください。				
募集期間	令和7年5月12日(月)～令和7年6月20日(金) 定員になり次第募集終了とさせていただきます。 ※最少開催人数に満たない場合、中止する場合がありますので、ご了承ください。				

★ご注意ください★助成金や貸付制度のご活用について
対象条件等あるため、事前に和歌山労働局へご相談ください。

25.02

お申込み
・
お問い合わせ先

公益財団法人介護労働安定センター和歌山支部

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター3階

Tel 073-436-9160 Fax 073-436-9170

メール:wakayama@kaigo-center.or.jp



実務者研修【通信制】の学習について

通信課程

学習する方法を次の2コースから選べます！
働きながら学べるコースをご用意しました。

※両コースとも、7月1日～9月26日の間での通信学習とスクーリング8日間の履修が必須となります。

レポート学習コース



レポート提出で学習するコースです。

テキストとレポート課題が7月1日に送付されます。スクーリング日に持参して提出となります。

e-ラーニング(WEB)学習コース

スマートフォンやPCで学習するコースです。お仕事の隙間時間や、ご自分のタイミングで、いつでもどこでも学習ができます。

テキストが7月1日に送付されます。マイページからスクーリング日に期限となる科目を確認し、修了評価(通信課題)を解いていただきます。



講習日程

講習期間：令和7年7月1日(火)～令和7年9月26日(金)

科目	スクーリング日程				
介護過程Ⅲ （講義・演習）	①7/16（水）★	②7/25（金）	③8/6（水）	④8/18（月）	⑤8/29（金）
	⑥9/15（月祝）	⑦9/26（金）	★開講式、オリエンテーションを含みます。		
医療的ケア	9/9（火）※	9/10（水）※	※演習はどちらか1日の出席となります。		
講習時間	9:00～17:30（終了時間はカリキュラムにより異なる場合があります）				

講習内容・履修科目表

履修科目 内容	ホームヘルパー2級課程 修了者の方	介護職員初任者研修 修了者の方	無資格者の方 (左記の研修を修了されていない方)
スクーリング (通学学習)	介護過程Ⅲ(座学+実技) 医療的ケア(演習)	介護過程Ⅲ(座学+実技) 医療的ケア(演習)	介護過程Ⅲ(座学+実技) 医療的ケア(演習)
通信学習 (自宅学習) ※レポート、 もしくは e-ラーニングで 行います。	社会の理解Ⅱ コミュニケーション技術 介護過程Ⅱ 発達と老化の理解Ⅰ及びⅡ 認知症の理解Ⅰ及びⅡ 障害の理解Ⅰ及びⅡ こころとからだのしくみⅡ 医療的ケア	社会の理解Ⅱ 介護の基本Ⅱ コミュニケーション技術 介護過程Ⅱ 発達と老化の理解Ⅰ及びⅡ 認知症の理解Ⅱ 障害の理解Ⅱ こころとからだのしくみⅡ 医療的ケア	人間の尊厳と自立 社会の理解Ⅰ及びⅡ 介護の基本Ⅰ及びⅡ コミュニケーション技術 生活支援技術Ⅰ及びⅡ 介護過程Ⅰ及びⅡ 発達と老化の理解Ⅰ及びⅡ 認知症の理解Ⅰ及びⅡ 障害の理解Ⅰ及びⅡ こころとからだのしくみⅠ及びⅡ 医療的ケア
修了	センターが科目ごとに定める修了評価試験、通信課題、実技評価、演習評価等において一定の評価を修めることで科目修了となります。 なお、受講されるコースの全科目を修了することが修了証明書発行の要件となります。 (欠席等により必要時間数を履修できなかった場合等は、別途補講(有料)を受講いただくことが必要です。)		

実務者研修【通信制】 受講申込書

公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部長殿
実務者研修課程 学校長殿

ご本人が太枠内のみ記入してください。

受講支部名		和歌山支部		記入日		年		月		日		※受付番号					
フリガナ												※受付印					
氏名(自署)																	
生年月日		昭和 平成				年		月		日 (歳)		性別 (任意)		男 ・ 女		本人確認書類提示確認 (済 ・ 未済 担当:)	
現住所 (自宅)		〒															
連絡先		TEL(携帯)						メール						@			
勤務先		(法人名)										(事業所名)					
		〒															
		TEL								FAX							
書類当送付先		自宅 ・ 勤務先 ※どちらかに○をつけてください(テキスト等もお送りする送付先となります。)															
保有資格 及び 受講コース		【1】保有資格に○をつけてください。保有資格に応じ受講コースが異なります。 なお、資格保有者対象コースは申し込みの際、必ず資格(修了)証の写し(A4サイズ)の提出をお願いします。 また、資格(修了)証の氏名が現在の氏名と異なる場合、戸籍抄本(謄本)(写)も併せて提出してください。															
				ホームヘルパー2級				➡		320時間コース(訪問介護員養成研修(ヘルパー)2級修了者対象)							
				介護職員初任者研修						320時間コース(介護職員初任者研修修了者対象)							
				無資格の方				➡		450時間コース(無資格の方対象)							
		【2】介護分野の実務経験年数 年 月 (記入月日現在)															
通信課程 学習方法		通信課程の学習方法をどちらか選択してください。(必ずどちらかににチェックを入れてください) ☐ レポート学習コース ☐ e-ラーニング(WEB)学習コース➡メールアドレスは必ずご記入ください。															
お申込方法 受講料お振込 みについて		【手順1】「受講の申し込み」受講申込書の項目にご記入の上、資格証等の写しと共にメール又はFAXでお申込みください。 (メール wakayama@kaigo-center.or.jp) (FAX 073-436-9170) 【手順2】「請求書(振込票付き)の受領」6月18日以降請求書をご指定の場所へ郵送にてお送りいたします。 【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。 【手順3】「受講料の振込み」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。 【注意事項】①受講される方ごとのお申し込みをお願いいたします。②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。④『受講申込書』のご提出後、振込をもって受付完了となります。⑤受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。 なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。 ⑥お振込みいただいた受講料は、開催決定(開催日から起算して14日前)以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。 【手順4】「受講申込の完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。 【手順5】「受講決定メール」又は「受講決定通知(郵送)」を受け取ります。後日、テキスト等を開講までにお送りいたします。															
各種助成金の 利用		研修の受講に関し、事業所で助成金の利用を予定されていますか(該当部分にチェックを入れてください)。 ☐ 予定なし ☐ 予定あり(助成金の名称:) ☐ 不明															

公益財団法人 介護労働安定センター和歌山支部

令和7年度 介護セミナーのご案内

(能力開発関連)

R7.2

★ 短期専門講習

高度化・多様化する介護サービスに対応した知識・技術を習得して、レベルアップを目指す

	テーマ	日時	場所	様式	講師	受講料	定員
①	介護における接遇研修	4月17日(木) 10:30～16:30	和歌山市 ブラザホープ	対面	マナークライス代表 羽山京子氏	一般 4,500円 賛助 4,000円	20
②	介護施設の 口腔衛生管理の実施ポイント	5月21日(水) 13:30～16:30	和歌山市 ブラザホープ	対面	和歌山県歯科衛生士会 稲垣厚子氏	一般 4,200円 賛助 3,300円	20
③	介護予防指導士が教える 福祉レクリエーション	5月27日(火) 13:30～16:30	和歌山市 ブラザホープ	対面	介護福祉士 介護予防指導士 薄波高德氏	一般 4,200円 賛助 3,300円	30
④	梅雨時に起こりやすい 食中毒の知識及び予防法	6月26日(木) 13:30～16:30	和歌山市 ブラザホープ	対面	和歌山県栄養士会 井内たか子氏	一般 4,200円 賛助 3,300円	20
⑤	介護技術(移動・移乗)の基本を学ぶ	9月27日(土) 10:00～16:00	和歌山市 ブラザホープ	対面	介護福祉士 吉田公章氏	一般 4,500円 賛助 4,000円	20
⑥	介護職に必要な職業倫理 ～身体拘束・虐待防止～	10月15日(水) 13:30～16:30	和歌山市 ブラザホープ	対面	和歌山県社会福祉士会副会長 認定社会福祉士 新野佳世子氏	一般 4,200円 賛助 3,300円	30
⑦	リスクマネジメント	12月10日(水) 13:30～16:30	和歌山市 ブラザホープ	対面	NPO法人よつば福祉会 会長 井端智子氏	一般 4,200円 賛助 3,300円	20
⑧	医学的側面から見た認知症の知識	1月20日(火) 13:30～16:30	和歌山市 ブラザホープ	対面	看護師・認知症ケア専門士 山崎美和氏	一般 4,200円 賛助 3,300円	20

★ 資格取得講習

専門的な知識・技術を習得して、自身の、職場のスキルアップに貢献！

	テーマ	日時	場所	様式	講師	受講料	定員
①	実務者研修【通信制】(医療的ケア通信) 320時間コース・450時間コース	令和7年7月1日(火)～ 9月26日(金)の8日間	和歌山市 ブラザホープ	通信	実務者研修講師 医療的ケア教員	※別紙 リーフレット	20
②	同行援護従業者養成研修【応用課程】 (取得資格:同行援護従業者養成研修【応用課程】修了)	調整中	和歌山市 ブラザホープ	対面	調整中	調整中	
③	第1回 医療的ケア教員講習会 (取得資格:喀痰吸引の実地研修指導看護師等)	11月27日(木) 9:30～18:00	和歌山市 ブラザホープ	対面	主任介護支援専門員・看護師 救急救命士 山崎美和氏	15,000円 テキスト 2,420円	20
④	第2回 医療的ケア教員講習会 (取得資格:喀痰吸引の実地研修指導看護師等)	R8年2月19日(木) 9:30～18:00	和歌山市 ブラザホープ	対面	主任介護支援専門員・看護師 救急救命士 山崎美和氏	15,000円 テキスト 2,420円	20
⑤	行動援護従業者養成研修 (取得資格:行動援護従業者養成研修修了)	調整中	和歌山市 ブラザホープ	対面	介護福祉士、社会福祉士 看護師等、現役講師陣	23,000円 テキスト 3,520円	30

※ 上記の具体的なセミナーの詳細、お申込み方法等は、後日、ご案内の予定です。



(公財)介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター3階

Tel 073-436-9160 Fax 073-436-9170

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/wakayama/index.html>

(HPでは、講習の紹介、新規開講情報だけでなく、様々な介護の情報が満載です。是非、ご覧ください)

出張講習のご案内

～職員的能力アップと事業所内の活性化を目指して～

当センターが培ってきた介護の知識や情報を活かして、皆様のご要望に応じた講習を計画し、ご提供いたします。

お客様のニーズに合わせ研修を組み立てていく、オーダーメイド型の講習です。講習を実施することで、介護に携わる皆様の介護技術のさらなる習得、提供するサービスの向上や資質向上にお役立ていただけます。



こんな事業所様にオススメ！

- ・講習を受けたいが、日程が合わない
- ・開催地まで遠くて受講できない
- ・社内研修をしたいが、誰に依頼したらいいかわからない
- ・計画的に研修を実施したいが、どのように計画したらよいか分からない
- ・受講したい講習の開催がない
- ・多くの職員に統一した講習を受けさせたい

◎料金の目安（※30名以下）それ以上になる場合はご相談ください

60分：30,000円(税込)

※賛助会員 60分：24,000円(税込)

90分：45,000円(税込)

※賛助会員 90分：36,000円(税込)

- ・県内、出張講習費用は上記費用でOKです。
講師交通費含む（※会場費は含みません）

- ・実施日、開催時間、平日以外をご希望の場合もまずはご相談ください（担当：宮尾まで）

昨年は介護技術系の申込みを多くいただいたので一部紹介させていただきます。

★介護現場のリスクマネジメント：リスクマネジメントと危機管理・防げる事故を防ぐ
（特定技能外国人向けにルビ打ち資料については相談ください）

★人権擁護と虐待研修（身体拘束含む）：発生要因と背景・不適切ケアへの対策
の基本（特定技能外国人向けにルビ打ち資料については相談ください）

★認知症ケア：疾患としての認知症・具体的な認知症の方への対応 など

◆裏面のテーマから自事業者様のニーズに合わせてご相談ください◆

【お申し込み・お問い合わせ先】



公益財団法人 介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317

和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター3階

TEL 073-436-9160 / FAX 073-436-9170



介護職員研修参考例

※一例です。ご相談ください

介護職のための アンガーマネジメント

定着促進	階層別	新人職員研修
		中堅職員研修 (主任・リーダー研修)
		管理者研修
	メンタルヘルス	
	モチベーションアップ研修	

専門性向上	職種別	サービス提供責任者講習
		ケアマネージャー研修
		訪問介護員研修
	テーマ別	介護技術
		接遇マナー
		コミュニケーション
		認知症ケア
		緊急時の対応
		ターミナルケア
		感染症予防
		虐待防止
		介護記録 等

(公財) 介護労働安定センター 和歌山支部
TEL : 07 3-4 36-9 1 6 0

担当 : 宮尾

ご相談お待ちしております

参考例

1. 認知症および認知症ケアに関するテーマ

・認知症ケア・BPSDに対する対応 等

2. 接遇に関するテーマ

・介護職の接遇マナー・事務職向け接遇マナー 等

3. 事故発生または再発防止に関するテーマ

・ヒヤリハット・リスクマネジメント 等

4. 緊急時の対応に関するテーマ

・救命救急・応急手当・心肺蘇生・AED 等

5. 健康確保に関するテーマ

・感染症予防・腰痛予防・熱中症予防・セルフケア
・食中毒対策・ストレス対策 等

6. ターミナルケアに関するテーマ

・ターミナルケア・医療連携 等

7. コミュニケーションに関するテーマ

・コミュニケーションスキル・チームケア 等

8. 記録に関するテーマ

・介護記録の書き方

9. 人材育成に関するテーマ

・専門職別育成研修・リーダー研修・新人研修 等

10. 虐待防止（人権研修）

・虐待防止・身体拘束・アンガーマネジメント 等

11. 介護技術

・移乗介助・ポジショニング・シーティング 等

12. 法律・制度に関するテーマ

・法令遵守・守秘義務 等

13. 医療と看護に関するテーマ

・医学の知識・薬の知識 等

14. その他のテーマ

・クレーム対応・BCP関係・報連相 等

賛助会員入会のご案内

法人会員

年会費 1口 2万円

個人会員

年会費 1口 1万円

※初年度会費については、当該年度3月末までの月割額となります。

特典① 月刊「ケアワーク」の無料送付

介護に関する最新の情報等を掲載した当センター発行の機関誌です。
(年間購読料4,860円。)を**無料**で送付します。



特典② 図書・DVD等を、賛助会員価格にて

当センターが発行する図書・DVD等を、賛助会員価格にてご購入いただけます。

一例：『介護職員初任者研修テキスト』定価：6,160円⇒**賛助会員価格：5,544円**

特典③ 講習等、受講料の会員割引

当センターが実施する講習が割引価格にて受講いただけます。(一部を除く)

※ 該当の講習については、各支部のホームページにてご確認ください。

特典④ 賛助会員専用サイトの利用

介護業界に関する情報を提供する賛助会員専用サイトにアクセスいただけます。
今後、月刊「ケアワーク」のバックナンバーを掲載する予定です。

特典⑤ 賛助会員専用メールマガジンの配信

次のような賛助会員様のお役に立つ情報を、毎月1日に配信いたします。

当センターの最新情報

介護業界に係る情報提供

その他お知らせ

特典⑥ ホームページ制作を会員価格にて提供 (ケアネットBiz)

介護事業者専用ホームページの制作・更新サービスを割引価格にてご提供いたします。

法人会員のみのみ ホームページ開設費用：一般価格61,600円 ⇒ **会員価格：44,000円**
月額利用料：一般価格 7,909円 ⇒ **会員価格：6,600円**

特典⑦ 賛助会員交流会に参加

専門家による介護事業所の運営ノウハウや業界の現状等の講演や意見交換等による賛助会員の交流を行います。(昨年度はWebにて12月に開催「離職防止の仕組みづくり」)

※ 会費は寄附金扱いとなり、法人は特定公益増進法人に対する寄附金に係る損金算入が、個人は所得税額控除が受けられます。詳細は、下記までお問い合わせください。

◆お申し込み・お問い合わせはこちらまで◆



公益財団法人介護労働安定センター 和歌山支部

〒640-8317 和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階担当：宮尾

TEL：073-436-9160

FAX：073-436-9170

賛助会員入会申込書

公益財団法人 介護労働安定センター会長 殿

公益財団法人 介護労働安定センターの事業趣旨に賛同し、賛助会員となることを申し込みます。

令和 年 月 日

賛助会費 (お振込にかかる手数料は、お客様負担とさせていただきます。)	賛助会費 (年額)		加入月		加入口数・賛助会費額	
	法人会員	1口 20,000円	月		口	円
	個人会員	1口 10,000円	月		口	円
	※年度途中に加入される場合の初回会費については、当該年度3月末までの月割額となります。詳細は別途ご案内いたしますまた、会費は、寄附金として損金処理や税控除の対象となります。					
フリガナ						
事業所名又は氏名						
フリガナ						
代表者名 (法人・団体の場合)						
所在地又は住所 〒 都・道 府・県						
電話番号： - - F A X 番号： - -						
メールアドレス @ 今後、本部・支部よりメールでのご案内を行ってもよろしいですか。 ☐ はい ☐ いいえ						
担当者 氏名(役職)： 連絡先(電話番号)： - -						
機関誌等の送付先 (上記と異なる場合) 送付先 住所 〒 都・道 府・県						
※法人会員様対象 ◆法人会員様の特典として、当センターのホームページに事業所名と所在地(都道府県・市町村)を掲載することができます。無料掲載を希望しますか。 ☐ 希望する ☐ 希望しない ◆掲載希望事業所名が上記と異なる場合、その事業所名をお書きください。 { } ◆さらに、上記事業所から会員事業者様のホームページをリンク先として設定することができます。設定を希望される場合は、ホームページアドレスをご記入ください。 {http:// } ※ 公序良俗に反する広告等が表示されるホームページへのリンクは致し兼ねますのでご了承願います。						
本部・支部 通信欄 ◎和歌山支部受付 ※雇用保険適用事業所番号をお願いします (例) 1234-567890-8 (-)						

※ センター本部にて申込書受領後、1週間程度で「請求書(払込票付)」を郵送いたします。 (20250401)

※ 年会費については、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

※ 当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、当センター事業のご案内及び機関誌「月刊ケアワーク」をはじめとする各種案内等の送付に使用し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。

介護事業所向けの ホームページ作成 サービスです!!



介護労働安定センターのスタッフが開設から更新までサポートします!

好評につき
1年延長!
早期公開キャンペーン
いまなら
早めの公開で 最大

2ヶ月無料!

※初稿作成後、2週間以内にホームページを公開いただいた事業所様が対象です。(最大2か月:公開当月と翌月分) 詳細はお問合せください。
期限:2025年3月31日お申し込み分まで(当キャンペーンは告知なく終了する場合がございます)

介護分野専門のホームページ制作スタッフによるサポートで、資料や写真を送っていただくだけで簡単にホームページが作成できます。掲載内容の更新もサポートいたします!

提供サービスやスタッフ紹介のページなど
充実したページをご提供いたします!



基本ページ内容

- ホーム
- 事業所案内
- サービス内容(※)
- ごあいさつ
- スタッフ紹介
- プライバシーポリシー
- 採用情報
- サイトマップ
- お問合せフォーム
- 公表情報

(※) 提供している介護サービスの数だけページをご用意します。



事業所案内

事業所の概要や営業時間、地図を掲載。機関誌や決算報告書等も載せられます。

採用情報

事業所の情報が満載のホームページ上に求人を掲載することで、雇用のミスマッチ防止に役立ちます。



	賛助会員価格	一般価格
初期設定料 (税込)	44,000円～	61,600円～
月額利用料 (税込)	6,600円～	7,909円～

- ・初期設定料とは基本サービスを利用してホームページを開設する時にかかる費用です。ページ追加などがある場合は別途費用が必要になります。
- ・月額利用料にはサーバーレンタル・保守費用の費用が含まれております。
- ・賛助会員は、法人年会費2万円が別途かかります(年度途中に加入される場合の初回会費については、当該年度3月末日までの月割額となります)。賛助会員には月刊「ケアワーク」の無料送付、センター発行図書・セミナーの割引など各種の特典があります。
- ・ご自由にページを設定いただくプラン、オリジナルデザインや独自ドメインを設定可能なプラン等もご用意しております。別途御見積いたしますので、お問合せください。

ご相談や御見積は無料です。お気軽にお問合せください!!

TEL. 03-5798-3959 FAX. 03-5798-3952

公益財団法人 介護労働安定センター
介護事業者ホームページサービス

ホームページはコチラ
<http://care-net.biz/hpservice/>



お申込年月日 年 月 日



本申込書をご記入の上
FAXにてご送付ください。

介護事業者ホームページセンター

FAX: 03-5798-3952

介護労働安定センター全国 各支部でも申込み承っております。

お申込内容

基本価格	☐ 賛助会員価格 [初期設定料：44,000 円 月額利用料：6,600 円] ★介護事業者ホームページサービスと賛助会への入会を同時にお申込頂くこともできます。 ☐ 賛助会への入会を希望する 加入月：() 月	賛助会費は法人会員1口20,000円(年額)です。 年度途中に加入される場合の初回会費については、 当該年度3月末までの月割額となります。
	☐ 一般価格 [初期設定料：61,600 円 月額利用料：7,909 円]	
備考		

- ※1 その他プランは別途お見積りとなります。なお、内容によってはご提供できない機能もありますので、予めご了承下さい。
- ※2 月間2回までの無料更新が付いておりますが、3回目以降の更新又は大幅な変更、有料オプションの追加の場合は、別途お見積りとなります。
- ※3 賛助会費につきましては、寄附金として損金処理や税控除の対象となります。

お申込者名

法人名称	(フリガナ)		
法人住所	〒 - 都・道 府・県		
事業所名称	(フリガナ)	TEL	
		FAX	
事業所住所	〒 - 都・道 府・県		
メールアドレス	@		
ご担当者名	(フリガナ)	役職	

希望アカウント (必須)	第1希望	第2希望	第3希望

- ※アカウントは貴社のホームページアドレスを構成する要素となり、先着順で決定いたしますので、必ず第3希望まで記入下さい。
- 半角英数10文字程度をお願いします。(例) carenet
- ※当センターのプライバシーポリシーに基づき、申込書等の内容は厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。

お支払い方法

自動口座引落	初期設定料及び初回月額利用料は銀行振込となります。なお、月額利用料は、原則として毎月自動口座引落となっており、 利用月前月のセンターが定める日に自動口座引落となります。(自動口座引落の手続きに必要な書類を別途ご提出頂きます。)
--------	--

※初期設定料及び初回月額利用料の振込手数料はお客様負担となります。

- ※**利用料金等** 表示価格には、全て消費税が含まれております。
- ※**利用料の支払時期及び方法** 初月は銀行振込、2月目以降はお客様指定の銀行口座からの自動引落しとなり、いずれも前払いとなります。また、お振込みに係る手数料は、お客様負担とさせていただきます。
- ※**公開時期** ご提供いただいた資料やデータを基にホームページの案を作成し、お申込みいただいたお客様の検収(確認)を受けた後、2営業日以内に公開します。
- ※**ホームページの動作環境** 対象ブラウザは以下のとおりです。
Microsoft Edge(最新版)、Firefox(最新版)、Google Chrome(最新版)

お問合せはこちら

介護事業者ホームページセンター
窓口営業時間：平日9:00～18:00

03-5798-3959

介護労働安定センター全国 各支部でもご相談承っております。

〒640-8317
和歌山市北出島1丁目5番46号
和歌山県労働センター3階
公益財団法人介護労働安定センター
和歌山支部
TEL073-436-9160 FAX073-436-9170